

<b>奈良県住みよい福祉のまちづくり条例の概要</b>	<b>3</b>
<b>奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の改正について</b>	<b>5</b>
<b>奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の解説</b>	<b>6</b>
1 趣旨	6
2 公共的施設、特定施設	6
1) 公共的施設	6
2) 特定施設	6
3) 公共的施設の整備基準適合義務	7
4) 特定施設の設置及び工事完了の届け出義務	7
5) 整備基準に適合した公共的施設の機能維持義務	7
3 整備基準	12
1) 整備基準	12
2) ただし書き	12
3) 整備基準に適合させなければならない建築物の部分	12
4) 建築物に係る整備基準の解説	13
1. 【建築物の出入口及びそれに至る通路】	13
2. 【廊下等】	18
3. 【階 段】	19
4. 【エレベーター】	20
5. 【居室の出入口】	24
6. 【公会堂等における客席の車いす使用者が利用できる部分】	24
7. 【便 所】	26
8. 【附属する駐車場】	31
9. 【案内標示等】	33
10. 【授乳場所】	34
11. 【ホテル・旅館の客室】	35
12. 【浴室、シャワー室及び脱衣室】	36
13. 【避難設備】	37
4 特定施設の設置及び工事完了の届出	38
1) 特定施設の設置の届出	38
2) 特定施設の工事完了の届出	38
5 適合証の交付請求	39
6 立入調査員証	39
7 国、県、市町村に準ずる者	39
8 書類の提出部数	39
9 書類の提出先等	40
10 条例の規定と各種届出等の関係	41
<b>参 考</b>	<b>43</b>
届出等の記入例	43
図面の記入例	49
写真撮影の例	51
報告書の様式	55
<b>例 規</b>	<b>57</b>
奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	57
奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則	60
同 様式	87

# 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例の概要

## 目 的

本条例は、住みよい福祉のまちづくりについて、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進して、県民の福祉の増進に資することを目的としています。

## 基本理念

住みよい福祉のまちづくりは、すべての人々が個人として尊重され、等しく社会に参加できることを基本として、障害者、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、すべての人々が自らの意志で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会の実現を目指すことを基本理念としています。

## 責 務

住みよい福祉のまちづくりに関して、県、事業者及び県民の責務を定めています。

### 県の責務

住みよい福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施する。

### 事業者の責務

- ① 住みよい福祉のまちづくりについて理解を深める。
- ② 事業活動の用に供する施設を障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民が安全で快適に利用できるよう努める。
- ③ 住みよい福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう努める。

### 県民の責務

- ① 住みよい福祉のまちづくりについて理解を深める。
- ② 障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民が安全で快適に施設を利用できるよう努める。
- ③ 住みよい福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう努める。

## 県の施策

県は、条例の目的を達成するために基本方針とそれに基づく施策を計画的に実施します。

### 基本方針

- ① 意識の高揚を図る。
- ② 公共的施設の整備を推進する。
- ③ 県、市町村、事業者及び県民が連携して、住みよい福祉のまちづくりを推進する。

### 基本方針に基づく施策

- ① 広報活動、教育活動等の推進
- ② 情報の収集及び提供
- ③ 推進体制の整備
- ④ 県の施設の計画的な整備
- ⑤ 援助

## 公共的施設の整備

公共的施設を設置（新築、改築、増築又は用途変更）する事業者は、規模にかかわらず、整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

### 公共的施設

不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園及び駐車場等

### 整備基準

①公共的施設に適用する整備基準を規定（不特定かつ多数の人が利用する部分に限る。）

②整備基準の適用除外について

基準に適合させる場合と同等以上に安全で快適に利用できる場合又は利用の目的若しくは構造、地形若しくは敷地の状況、沿道の利用の状況等により整備基準に適合させることが困難である場合には、当該基準と同等以上に安全で快適に利用できる事項又は適合させることが困難である事項については、この限りではありません。

### 機能の維持

○ 整備基準に適合した公共的施設の機能の維持

### 整備基準適合証の交付

○ 整備基準に適合した公共的施設は、所有者の請求に基づき適合証を交付します。

## 特定施設

① 特定施設を設置（新築、改築、増築又は用途変更）しようとする事業者は、設置の内容を知事に届け出なければなりません。

② 既存の特定施設は、整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

### 特定施設

○ より公共性の高い公共的施設

### 届出(変更の場合も同様)

① 工事着手前に整備計画を知事に届出 ⇨ 整備基準適合への「指導、助言」

② 工事完了時に整備状況を知事に届出

### 国等の施設

○ 自主的に整備する。なお、計画及び整備状況等を知事に報告

## 担保規定

この条例の遵守を確保するための必要な措置を定めています。

### 立入調査

○ 届出しなければならない特定施設に対して、必要に応じ整備基準への適合の状況を調査

### 勧告

○ 届出が行われないとき又は届出の内容と異なる工事が行われたとき

### 公表

○ 届出及び届出内容に関する勧告に従わないとき（事前に弁明の機会を与える）

# 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の改正について

(平成16年10月29日公布 平成17年4月1日施行)

## 改正の理由

急速な高齢化の進展や県民意識の高まりなどからバリアフリーに対する社会的ニーズが増大しているなか、国の関係法令（交通バリアフリー法、改正ハートビル法等）の整備など福祉のまちづくりを取り巻く社会状況が大きく変化しており、規則（整備基準）を見直しました。

## 主な改正内容

### 1 建築物

日常生活に密着した身近な施設を新たに特定施設＝届出対象施設としました。

(届出対象規模の引き下げ・用途の追加)

- ・ 物品販売店、飲食店の届出対象を、改正前は床面積500㎡を超えるものとしていたものを200㎡を超えるものに引き下げました。
- ・ サービス業店舗（床面積200㎡を超えるもの）、無病床診療所、公衆便所を新たに届出対象としました。
- ・ 飲食料品を中心とした最寄り品の小売やサービスを提供する長時間営業店舗（コンビニエンスストア等）は床面積100㎡を超えるものから対象としました。

ホテル、旅館の客室内のバリアフリーに関する基準を新たに規定しました。

- ・ 50室を超えるホテル、旅館にはバリアフリー化された客室を1室以上整備。

乳幼児いすや授乳場所などの整備に関する基準を新たに規定しました。

- ・ 床面積1,000㎡を超える医療施設、文化施設、店舗、官公庁等の施設における便所及び公衆便所内には、乳幼児いす、乳幼児ベッドを設置。
- ・ 床面積5,000㎡を超える医療施設、文化施設、店舗、官公庁等の施設には、授乳場所を整備。
- ・ 床面積10,000㎡を超える医療施設、文化施設、店舗、官公庁等の施設に設ける便所には、オストメイト（人工肛門、人工膀胱等使用者）のための設備を整備。

### 2 道路

歩道はセミフラット型を標準とし、歩車道の接続部は「段差なし」から視覚障害者の識別性にも配慮した構造としました。

歩道の縦断勾配は、5%以下としました。

### 3 公園

主要な園路は縦断勾配を4%以下としました。

便所の基準を見直しました。

- ・ 男女各1ヶ所以上は洋風便器を設置。
- ・ こどもの利用の多い場所には、こどもが利用しやすい便器、手洗い器を設置。
- ・ 乳幼児連れの利用の多い場所には、乳幼児いす、乳幼児ベッドを設置。

水飲み場、ベンチ等の設備の基準を新たに設けました。

車いす使用者用駐車施設を新たに規定します。

### 4 公共交通機関の施設

駅、バスターミナルについて、公共交通機関の施設として国の法令と整合を図りつつ、新たに整備基準を設けました。便所、エレベーターなど、建築物の整備基準とも整合を図りながら基準を定めました。

- ・ 便所内に乳幼児いす、乳幼児ベッドを設置。
- ・ 乗降客数5,000人以上の駅の便所には、オストメイト対応設備を設置。

# 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の解説

## 1 趣旨

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則は、条例第3章の施行に際して次の事項を定めている。

- (1) 公共的施設の種類 (2) 整備基準 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の設置の届出及び工事の完了の届出 (5) 適合証の交付の請求 (6) 国等に関する特例における国等に準ずるもの (7) その他条例の施行に必要な事項

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 公共的施設、特定施設

### 1) 公共的施設

公共的施設とは、不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。

(条例第13条参照)

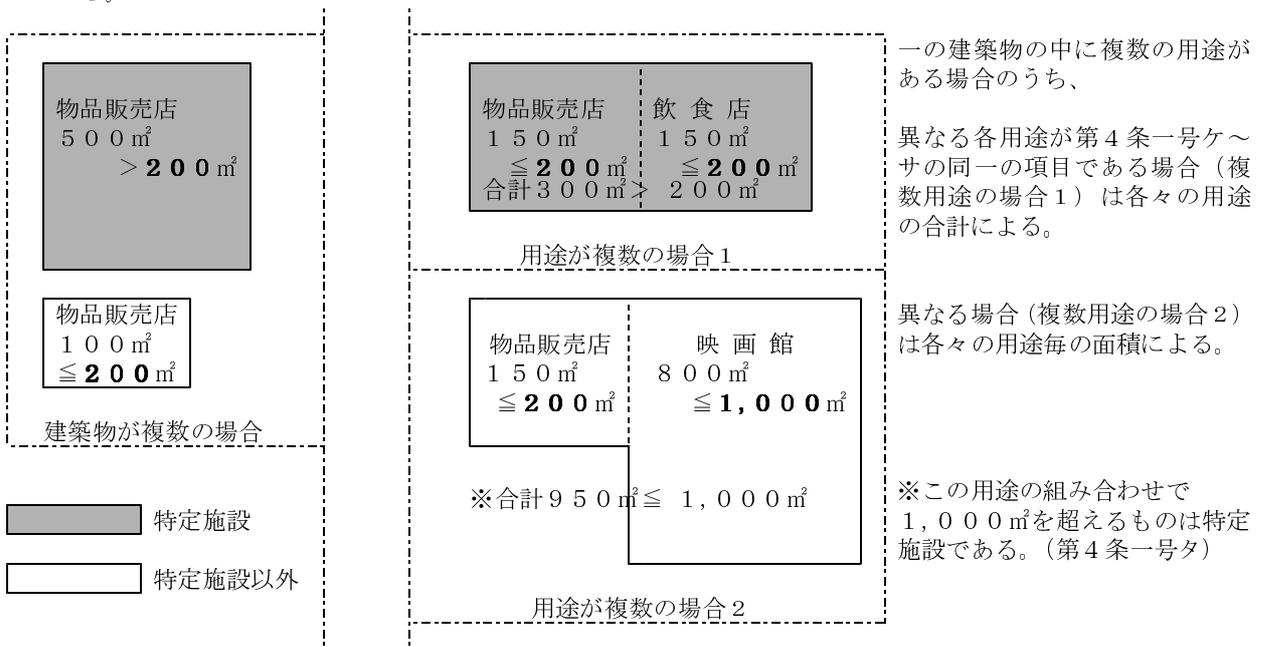
### 2) 特定施設

特定施設とは、公共的施設のうち、より公共性が高く、高齢者、身体障害者等に対する安全で快適な生活環境の整備が一層求められる施設をいい、別表に掲げるものが該当する。

なお、建築物の用途は複雑多岐にわたっている。別表に掲げるもののいずれかに該当するか否か判断しがたい場合は、担当窓口(P42)にご相談ください。

※ 特定施設を床面積の合計で定義しているものについては、次による。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する部分の床面積の合計だけでなく、当該用途に供する全ての部分（当該用途のための事務室、倉庫等の部分）の床面積の合計が対象である。
- ② 同一敷地内に複数の建築物がある場合は、全ての建築物の床面積の合計でなく、一の建築物ごとの床面積の合計による。
- ③ 一の建築物の中に複数の用途がある場合は、それぞれの用途に供する部分ごとの床面積の合計による。



### 3) 公共的施設の整備基準適合義務

特定施設を設置しようとする者、既存の特定施設を所有（管理）する者及び特定施設を除く公共的施設を設置しようとする者は、当該施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。（条例第13条、第17条参照）  
 ※ 設置とは、新たに公共的施設を新築する場合だけでなく、既存の公共的施設を改築若しくは増築する場合又は既存の建築物の用途を変更して公共的施設とする場合もこれに該当する。

### 4) 特定施設の設置及び工事完了の届け出義務

特定施設を設置しようとする者は、当該工事に着手する30日前までに設置の届け出を、当該工事を完了した後速やかに工事完了の届け出を知事等に提出しなければならない。（条例第14条、第16条参照）  
 この場合において、知事等は、設置者に対して必要な指導及び助言を行うことができる。（条例第15条参照）  
 また、国、県、市町村等が設置者である場合にはこれらの規定が適用されないが、これらに替えて報告を求めている。（条例第23条参照）

※ 届出の手続き等については、4、6、7及び8を参考のこと。

### 5) 整備基準に適合した公共的施設の機能維持義務

整備基準に適合した公共的施設を所有（管理）する者は、当該適合した部分の機能を維持するよう努めなければならない。（条例第18条参照）

（公共的施設）

第2条 条例第13条の不特定かつ多数の者が利用する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第二号に規定する特殊建築物（倉庫、危険物の貯蔵場、と畜場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物を除く。）
- 二 事務所の用途に供する建築物
- 三 鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条第二号に規定する駐車場のうち駅
- 四 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル
- 五 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街
- 六 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）
- 七 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- 八 遊園地、動物園又は植物園その他公園（前号の都市公園を除く。）に類する施設
- 九 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第二号に規定する路外駐車場

（特定施設）

第4条 条例第14条前段の規則で定める公共的施設は、次のとおりとする。  
 以下 略（別表による。）

別表

一 建築基準法第2条第二号に規定する特殊建築物のうち次に掲げるもの		
ア 学校その他これに類するもの		
学校		
小学校	学校教育法第1条	<第2章>
中学校		<第3章>
高等学校		<第4章>
中等教育学校		<第4章の2>
大学		<第5章>
高等専門学校		<第5章の2>
盲学校		<第6章>
聾学校		<第6章>
養護学校		<第6章>
幼稚園		<第7章>
その他これらに類するもの		
専修学校		<82条の2>
高等専修学校	学校教育法第82条の2	<82条の4①>
専門学校		<82条の4②>
各種学校	学校教育法第83条第1項	
自動車学校	道路交通法第98条第1項	
学童保育所（放課後児童健全育成事業を行う事業所）	児童福祉法第6条の2第12項	

全て

イ 博物館、美術館又は図書館 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="229 237 643 342"> <b>博物館</b>            博物館法第2条第1項            この他歴史館、科学館、産業館、動物園、植物園、水族館等の名称を問わず、それぞれ実物、模型の資料を一般公衆の利用に供するものは博物館に属する。         </td> <td data-bbox="643 237 1326 342">           博物館法第2条第1項            この他歴史館、科学館、産業館、動物園、植物園、水族館等の名称を問わず、それぞれ実物、模型の資料を一般公衆の利用に供するものは博物館に属する。         </td> <td data-bbox="1326 237 1442 342">           全て         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 342 643 376"> <b>美術館</b> </td> <td data-bbox="643 342 1326 376">           博物館法第29条         </td> <td data-bbox="1326 342 1442 376"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 376 643 416"> <b>図書館</b> </td> <td data-bbox="643 376 1326 416">           図書館法第2条第1項         </td> <td data-bbox="1326 376 1442 416"></td> </tr> </table>	<b>博物館</b> 博物館法第2条第1項 この他歴史館、科学館、産業館、動物園、植物園、水族館等の名称を問わず、それぞれ実物、模型の資料を一般公衆の利用に供するものは博物館に属する。	博物館法第2条第1項 この他歴史館、科学館、産業館、動物園、植物園、水族館等の名称を問わず、それぞれ実物、模型の資料を一般公衆の利用に供するものは博物館に属する。	全て	<b>美術館</b>	博物館法第29条		<b>図書館</b>	図書館法第2条第1項																																											
<b>博物館</b> 博物館法第2条第1項 この他歴史館、科学館、産業館、動物園、植物園、水族館等の名称を問わず、それぞれ実物、模型の資料を一般公衆の利用に供するものは博物館に属する。	博物館法第2条第1項 この他歴史館、科学館、産業館、動物園、植物園、水族館等の名称を問わず、それぞれ実物、模型の資料を一般公衆の利用に供するものは博物館に属する。	全て																																																	
<b>美術館</b>	博物館法第29条																																																		
<b>図書館</b>	図書館法第2条第1項																																																		
ウ 身体障害者更生援護施設、老人福祉施設又は有料老人ホームその他これらに類するもの <table border="1"> <tr> <td data-bbox="229 450 643 772">           身体障害者更生援護施設  <table border="1"> <tr><td data-bbox="256 488 643 521"><b>身体障害者更生施設</b></td><td data-bbox="643 488 1326 521">&lt;29条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 521 643 555"><b>身体障害者療護施設</b></td><td data-bbox="643 521 1326 555">&lt;30条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 555 643 589"><b>身体障害者福祉ホーム</b></td><td data-bbox="643 555 1326 589">&lt;30条の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 589 643 622"><b>身体障害者授産施設</b></td><td data-bbox="643 589 1326 622">&lt;31条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 622 643 656"><b>身体障害者福祉センター</b></td><td data-bbox="643 622 1326 656">&lt;31条の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 656 643 689"><b>補装具製作施設</b></td><td data-bbox="643 656 1326 689">&lt;32条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 689 643 723"><b>盲導犬訓練施設</b></td><td data-bbox="643 689 1326 723">&lt;33条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 723 643 772"><b>視覚障害者情報提供施設</b></td><td data-bbox="643 723 1326 772">&lt;34条&gt;</td></tr> </table> </td> <td data-bbox="643 450 1326 772">           身体障害者福祉法第5条         </td> <td data-bbox="1326 450 1442 772"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 772 643 1059">           老人福祉施設  <table border="1"> <tr><td data-bbox="256 810 643 844"><b>老人デイサービスセンター</b></td><td data-bbox="643 810 1326 844">&lt;20条の2の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 844 643 878"><b>老人短期入所施設</b></td><td data-bbox="643 844 1326 878">&lt;20条の3&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 878 643 911"><b>養護老人ホーム</b></td><td data-bbox="643 878 1326 911">&lt;20条の4&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 911 643 945"><b>特別養護老人ホーム</b></td><td data-bbox="643 911 1326 945">&lt;20条の5&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 945 643 978"><b>軽費老人ホーム</b></td><td data-bbox="643 945 1326 978">&lt;20条の6&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 978 643 1012"><b>老人福祉センター</b></td><td data-bbox="643 978 1326 1012">&lt;20条の7&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1012 643 1059"><b>老人介護支援センター</b></td><td data-bbox="643 1012 1326 1059">&lt;20条の7の2&gt;</td></tr> </table> </td> <td data-bbox="643 772 1326 1059">           老人福祉法第5条の3         </td> <td data-bbox="1326 772 1442 1059">           全て         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 1059 643 1093"> <b>有料老人ホーム</b> </td> <td data-bbox="643 1059 1326 1093">           老人福祉法第29条第1項         </td> <td data-bbox="1326 1059 1442 1093"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 1093 643 1444">           その他これらに類するもの  <table border="1"> <tr> <td data-bbox="256 1131 643 1205"> <b>児童デイサービス事業、児童短期入所事業</b>（ショートステイ）、<b>障害児相談支援事業</b>を行う事業所で他に列記の無い施設         </td> <td data-bbox="643 1131 1326 1205">           児童福祉法第6条の2第8項、第9項、第10項         </td> <td data-bbox="1326 1131 1442 1205"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1205 643 1339"> <b>身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業</b>（ショートステイ）、<b>身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練事業、手話通訳事業</b>を行う事業所で他に列記のない施設         </td> <td data-bbox="643 1205 1326 1339">           身体障害者福祉法第4条の2第7項、第8項、第9項、第10項、第11項         </td> <td data-bbox="1326 1205 1442 1339"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1339 643 1444"> <b>老人デイサービス事業、老人短期入所事業</b>（ショートステイ）、<b>痴呆対応型老人共同生活援助事業</b>（グループホーム）を行う事業所         </td> <td data-bbox="643 1339 1326 1444">           老人福祉法第5条の2第3項、第4項、第5項            （介護保険法第7条第11項、第13項、第16項）         </td> <td data-bbox="1326 1339 1442 1444"></td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="643 1093 1442 1444"></td> </tr> </table>	身体障害者更生援護施設 <table border="1"> <tr><td data-bbox="256 488 643 521"><b>身体障害者更生施設</b></td><td data-bbox="643 488 1326 521">&lt;29条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 521 643 555"><b>身体障害者療護施設</b></td><td data-bbox="643 521 1326 555">&lt;30条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 555 643 589"><b>身体障害者福祉ホーム</b></td><td data-bbox="643 555 1326 589">&lt;30条の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 589 643 622"><b>身体障害者授産施設</b></td><td data-bbox="643 589 1326 622">&lt;31条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 622 643 656"><b>身体障害者福祉センター</b></td><td data-bbox="643 622 1326 656">&lt;31条の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 656 643 689"><b>補装具製作施設</b></td><td data-bbox="643 656 1326 689">&lt;32条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 689 643 723"><b>盲導犬訓練施設</b></td><td data-bbox="643 689 1326 723">&lt;33条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 723 643 772"><b>視覚障害者情報提供施設</b></td><td data-bbox="643 723 1326 772">&lt;34条&gt;</td></tr> </table>	<b>身体障害者更生施設</b>	<29条>	<b>身体障害者療護施設</b>	<30条>	<b>身体障害者福祉ホーム</b>	<30条の2>	<b>身体障害者授産施設</b>	<31条>	<b>身体障害者福祉センター</b>	<31条の2>	<b>補装具製作施設</b>	<32条>	<b>盲導犬訓練施設</b>	<33条>	<b>視覚障害者情報提供施設</b>	<34条>	身体障害者福祉法第5条		老人福祉施設 <table border="1"> <tr><td data-bbox="256 810 643 844"><b>老人デイサービスセンター</b></td><td data-bbox="643 810 1326 844">&lt;20条の2の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 844 643 878"><b>老人短期入所施設</b></td><td data-bbox="643 844 1326 878">&lt;20条の3&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 878 643 911"><b>養護老人ホーム</b></td><td data-bbox="643 878 1326 911">&lt;20条の4&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 911 643 945"><b>特別養護老人ホーム</b></td><td data-bbox="643 911 1326 945">&lt;20条の5&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 945 643 978"><b>軽費老人ホーム</b></td><td data-bbox="643 945 1326 978">&lt;20条の6&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 978 643 1012"><b>老人福祉センター</b></td><td data-bbox="643 978 1326 1012">&lt;20条の7&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1012 643 1059"><b>老人介護支援センター</b></td><td data-bbox="643 1012 1326 1059">&lt;20条の7の2&gt;</td></tr> </table>	<b>老人デイサービスセンター</b>	<20条の2の2>	<b>老人短期入所施設</b>	<20条の3>	<b>養護老人ホーム</b>	<20条の4>	<b>特別養護老人ホーム</b>	<20条の5>	<b>軽費老人ホーム</b>	<20条の6>	<b>老人福祉センター</b>	<20条の7>	<b>老人介護支援センター</b>	<20条の7の2>	老人福祉法第5条の3	全て	<b>有料老人ホーム</b>	老人福祉法第29条第1項		その他これらに類するもの <table border="1"> <tr> <td data-bbox="256 1131 643 1205"> <b>児童デイサービス事業、児童短期入所事業</b>（ショートステイ）、<b>障害児相談支援事業</b>を行う事業所で他に列記の無い施設         </td> <td data-bbox="643 1131 1326 1205">           児童福祉法第6条の2第8項、第9項、第10項         </td> <td data-bbox="1326 1131 1442 1205"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1205 643 1339"> <b>身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業</b>（ショートステイ）、<b>身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練事業、手話通訳事業</b>を行う事業所で他に列記のない施設         </td> <td data-bbox="643 1205 1326 1339">           身体障害者福祉法第4条の2第7項、第8項、第9項、第10項、第11項         </td> <td data-bbox="1326 1205 1442 1339"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1339 643 1444"> <b>老人デイサービス事業、老人短期入所事業</b>（ショートステイ）、<b>痴呆対応型老人共同生活援助事業</b>（グループホーム）を行う事業所         </td> <td data-bbox="643 1339 1326 1444">           老人福祉法第5条の2第3項、第4項、第5項            （介護保険法第7条第11項、第13項、第16項）         </td> <td data-bbox="1326 1339 1442 1444"></td> </tr> </table>	<b>児童デイサービス事業、児童短期入所事業</b> （ショートステイ）、 <b>障害児相談支援事業</b> を行う事業所で他に列記の無い施設	児童福祉法第6条の2第8項、第9項、第10項		<b>身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業</b> （ショートステイ）、 <b>身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練事業、手話通訳事業</b> を行う事業所で他に列記のない施設	身体障害者福祉法第4条の2第7項、第8項、第9項、第10項、第11項		<b>老人デイサービス事業、老人短期入所事業</b> （ショートステイ）、 <b>痴呆対応型老人共同生活援助事業</b> （グループホーム）を行う事業所	老人福祉法第5条の2第3項、第4項、第5項 （介護保険法第7条第11項、第13項、第16項）			
身体障害者更生援護施設 <table border="1"> <tr><td data-bbox="256 488 643 521"><b>身体障害者更生施設</b></td><td data-bbox="643 488 1326 521">&lt;29条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 521 643 555"><b>身体障害者療護施設</b></td><td data-bbox="643 521 1326 555">&lt;30条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 555 643 589"><b>身体障害者福祉ホーム</b></td><td data-bbox="643 555 1326 589">&lt;30条の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 589 643 622"><b>身体障害者授産施設</b></td><td data-bbox="643 589 1326 622">&lt;31条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 622 643 656"><b>身体障害者福祉センター</b></td><td data-bbox="643 622 1326 656">&lt;31条の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 656 643 689"><b>補装具製作施設</b></td><td data-bbox="643 656 1326 689">&lt;32条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 689 643 723"><b>盲導犬訓練施設</b></td><td data-bbox="643 689 1326 723">&lt;33条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 723 643 772"><b>視覚障害者情報提供施設</b></td><td data-bbox="643 723 1326 772">&lt;34条&gt;</td></tr> </table>	<b>身体障害者更生施設</b>	<29条>	<b>身体障害者療護施設</b>	<30条>	<b>身体障害者福祉ホーム</b>	<30条の2>	<b>身体障害者授産施設</b>	<31条>	<b>身体障害者福祉センター</b>	<31条の2>	<b>補装具製作施設</b>	<32条>	<b>盲導犬訓練施設</b>	<33条>	<b>視覚障害者情報提供施設</b>	<34条>	身体障害者福祉法第5条																																		
<b>身体障害者更生施設</b>	<29条>																																																		
<b>身体障害者療護施設</b>	<30条>																																																		
<b>身体障害者福祉ホーム</b>	<30条の2>																																																		
<b>身体障害者授産施設</b>	<31条>																																																		
<b>身体障害者福祉センター</b>	<31条の2>																																																		
<b>補装具製作施設</b>	<32条>																																																		
<b>盲導犬訓練施設</b>	<33条>																																																		
<b>視覚障害者情報提供施設</b>	<34条>																																																		
老人福祉施設 <table border="1"> <tr><td data-bbox="256 810 643 844"><b>老人デイサービスセンター</b></td><td data-bbox="643 810 1326 844">&lt;20条の2の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 844 643 878"><b>老人短期入所施設</b></td><td data-bbox="643 844 1326 878">&lt;20条の3&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 878 643 911"><b>養護老人ホーム</b></td><td data-bbox="643 878 1326 911">&lt;20条の4&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 911 643 945"><b>特別養護老人ホーム</b></td><td data-bbox="643 911 1326 945">&lt;20条の5&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 945 643 978"><b>軽費老人ホーム</b></td><td data-bbox="643 945 1326 978">&lt;20条の6&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 978 643 1012"><b>老人福祉センター</b></td><td data-bbox="643 978 1326 1012">&lt;20条の7&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1012 643 1059"><b>老人介護支援センター</b></td><td data-bbox="643 1012 1326 1059">&lt;20条の7の2&gt;</td></tr> </table>	<b>老人デイサービスセンター</b>	<20条の2の2>	<b>老人短期入所施設</b>	<20条の3>	<b>養護老人ホーム</b>	<20条の4>	<b>特別養護老人ホーム</b>	<20条の5>	<b>軽費老人ホーム</b>	<20条の6>	<b>老人福祉センター</b>	<20条の7>	<b>老人介護支援センター</b>	<20条の7の2>	老人福祉法第5条の3	全て																																			
<b>老人デイサービスセンター</b>	<20条の2の2>																																																		
<b>老人短期入所施設</b>	<20条の3>																																																		
<b>養護老人ホーム</b>	<20条の4>																																																		
<b>特別養護老人ホーム</b>	<20条の5>																																																		
<b>軽費老人ホーム</b>	<20条の6>																																																		
<b>老人福祉センター</b>	<20条の7>																																																		
<b>老人介護支援センター</b>	<20条の7の2>																																																		
<b>有料老人ホーム</b>	老人福祉法第29条第1項																																																		
その他これらに類するもの <table border="1"> <tr> <td data-bbox="256 1131 643 1205"> <b>児童デイサービス事業、児童短期入所事業</b>（ショートステイ）、<b>障害児相談支援事業</b>を行う事業所で他に列記の無い施設         </td> <td data-bbox="643 1131 1326 1205">           児童福祉法第6条の2第8項、第9項、第10項         </td> <td data-bbox="1326 1131 1442 1205"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1205 643 1339"> <b>身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業</b>（ショートステイ）、<b>身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練事業、手話通訳事業</b>を行う事業所で他に列記のない施設         </td> <td data-bbox="643 1205 1326 1339">           身体障害者福祉法第4条の2第7項、第8項、第9項、第10項、第11項         </td> <td data-bbox="1326 1205 1442 1339"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1339 643 1444"> <b>老人デイサービス事業、老人短期入所事業</b>（ショートステイ）、<b>痴呆対応型老人共同生活援助事業</b>（グループホーム）を行う事業所         </td> <td data-bbox="643 1339 1326 1444">           老人福祉法第5条の2第3項、第4項、第5項            （介護保険法第7条第11項、第13項、第16項）         </td> <td data-bbox="1326 1339 1442 1444"></td> </tr> </table>	<b>児童デイサービス事業、児童短期入所事業</b> （ショートステイ）、 <b>障害児相談支援事業</b> を行う事業所で他に列記の無い施設	児童福祉法第6条の2第8項、第9項、第10項		<b>身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業</b> （ショートステイ）、 <b>身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練事業、手話通訳事業</b> を行う事業所で他に列記のない施設	身体障害者福祉法第4条の2第7項、第8項、第9項、第10項、第11項		<b>老人デイサービス事業、老人短期入所事業</b> （ショートステイ）、 <b>痴呆対応型老人共同生活援助事業</b> （グループホーム）を行う事業所	老人福祉法第5条の2第3項、第4項、第5項 （介護保険法第7条第11項、第13項、第16項）																																											
<b>児童デイサービス事業、児童短期入所事業</b> （ショートステイ）、 <b>障害児相談支援事業</b> を行う事業所で他に列記の無い施設	児童福祉法第6条の2第8項、第9項、第10項																																																		
<b>身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業</b> （ショートステイ）、 <b>身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練事業、手話通訳事業</b> を行う事業所で他に列記のない施設	身体障害者福祉法第4条の2第7項、第8項、第9項、第10項、第11項																																																		
<b>老人デイサービス事業、老人短期入所事業</b> （ショートステイ）、 <b>痴呆対応型老人共同生活援助事業</b> （グループホーム）を行う事業所	老人福祉法第5条の2第3項、第4項、第5項 （介護保険法第7条第11項、第13項、第16項）																																																		
エ 児童福祉施設、助産所、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設又は母子福祉施設その他これらに類するもの <table border="1"> <tr> <td data-bbox="229 1503 643 2036">           児童福祉施設  <table border="1"> <tr><td data-bbox="256 1541 643 1574"><b>助産施設</b></td><td data-bbox="643 1541 1326 1574">&lt;36条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1574 643 1608"><b>乳児院</b></td><td data-bbox="643 1574 1326 1608">&lt;37条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1608 643 1641"><b>母子生活支援施設</b></td><td data-bbox="643 1608 1326 1641">&lt;38条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1641 643 1675"><b>保育所</b></td><td data-bbox="643 1641 1326 1675">&lt;39条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1675 643 1709"><b>児童更生施設</b></td><td data-bbox="643 1675 1326 1709">&lt;40条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1709 643 1742"><b>児童養護施設</b></td><td data-bbox="643 1709 1326 1742">&lt;41条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1742 643 1776"><b>知的障害児施設</b></td><td data-bbox="643 1742 1326 1776">&lt;42条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1776 643 1809"><b>知的障害児通園施設</b></td><td data-bbox="643 1776 1326 1809">&lt;43条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1809 643 1843"><b>盲ろうあ児施設</b></td><td data-bbox="643 1809 1326 1843">&lt;43条の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1843 643 1877"><b>肢体不自由児施設</b></td><td data-bbox="643 1843 1326 1877">&lt;43条の3&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1877 643 1910"><b>重症心身障害児施設</b></td><td data-bbox="643 1877 1326 1910">&lt;43条の4&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1910 643 1944"><b>情緒障害児短期治療施設</b></td><td data-bbox="643 1910 1326 1944">&lt;43条の5&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1944 643 1977"><b>児童自立支援施設</b></td><td data-bbox="643 1944 1326 1977">&lt;44条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1977 643 2036"><b>児童家庭支援センター</b></td><td data-bbox="643 1977 1326 2036">&lt;44条の2&gt;</td></tr> </table> </td> <td data-bbox="643 1503 1326 2036">           児童福祉法第7条         </td> <td data-bbox="1326 1503 1442 2036">           全て         </td> </tr> </table>	児童福祉施設 <table border="1"> <tr><td data-bbox="256 1541 643 1574"><b>助産施設</b></td><td data-bbox="643 1541 1326 1574">&lt;36条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1574 643 1608"><b>乳児院</b></td><td data-bbox="643 1574 1326 1608">&lt;37条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1608 643 1641"><b>母子生活支援施設</b></td><td data-bbox="643 1608 1326 1641">&lt;38条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1641 643 1675"><b>保育所</b></td><td data-bbox="643 1641 1326 1675">&lt;39条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1675 643 1709"><b>児童更生施設</b></td><td data-bbox="643 1675 1326 1709">&lt;40条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1709 643 1742"><b>児童養護施設</b></td><td data-bbox="643 1709 1326 1742">&lt;41条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1742 643 1776"><b>知的障害児施設</b></td><td data-bbox="643 1742 1326 1776">&lt;42条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1776 643 1809"><b>知的障害児通園施設</b></td><td data-bbox="643 1776 1326 1809">&lt;43条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1809 643 1843"><b>盲ろうあ児施設</b></td><td data-bbox="643 1809 1326 1843">&lt;43条の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1843 643 1877"><b>肢体不自由児施設</b></td><td data-bbox="643 1843 1326 1877">&lt;43条の3&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1877 643 1910"><b>重症心身障害児施設</b></td><td data-bbox="643 1877 1326 1910">&lt;43条の4&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1910 643 1944"><b>情緒障害児短期治療施設</b></td><td data-bbox="643 1910 1326 1944">&lt;43条の5&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1944 643 1977"><b>児童自立支援施設</b></td><td data-bbox="643 1944 1326 1977">&lt;44条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1977 643 2036"><b>児童家庭支援センター</b></td><td data-bbox="643 1977 1326 2036">&lt;44条の2&gt;</td></tr> </table>	<b>助産施設</b>	<36条>	<b>乳児院</b>	<37条>	<b>母子生活支援施設</b>	<38条>	<b>保育所</b>	<39条>	<b>児童更生施設</b>	<40条>	<b>児童養護施設</b>	<41条>	<b>知的障害児施設</b>	<42条>	<b>知的障害児通園施設</b>	<43条>	<b>盲ろうあ児施設</b>	<43条の2>	<b>肢体不自由児施設</b>	<43条の3>	<b>重症心身障害児施設</b>	<43条の4>	<b>情緒障害児短期治療施設</b>	<43条の5>	<b>児童自立支援施設</b>	<44条>	<b>児童家庭支援センター</b>	<44条の2>	児童福祉法第7条	全て																				
児童福祉施設 <table border="1"> <tr><td data-bbox="256 1541 643 1574"><b>助産施設</b></td><td data-bbox="643 1541 1326 1574">&lt;36条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1574 643 1608"><b>乳児院</b></td><td data-bbox="643 1574 1326 1608">&lt;37条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1608 643 1641"><b>母子生活支援施設</b></td><td data-bbox="643 1608 1326 1641">&lt;38条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1641 643 1675"><b>保育所</b></td><td data-bbox="643 1641 1326 1675">&lt;39条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1675 643 1709"><b>児童更生施設</b></td><td data-bbox="643 1675 1326 1709">&lt;40条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1709 643 1742"><b>児童養護施設</b></td><td data-bbox="643 1709 1326 1742">&lt;41条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1742 643 1776"><b>知的障害児施設</b></td><td data-bbox="643 1742 1326 1776">&lt;42条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1776 643 1809"><b>知的障害児通園施設</b></td><td data-bbox="643 1776 1326 1809">&lt;43条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1809 643 1843"><b>盲ろうあ児施設</b></td><td data-bbox="643 1809 1326 1843">&lt;43条の2&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1843 643 1877"><b>肢体不自由児施設</b></td><td data-bbox="643 1843 1326 1877">&lt;43条の3&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1877 643 1910"><b>重症心身障害児施設</b></td><td data-bbox="643 1877 1326 1910">&lt;43条の4&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1910 643 1944"><b>情緒障害児短期治療施設</b></td><td data-bbox="643 1910 1326 1944">&lt;43条の5&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1944 643 1977"><b>児童自立支援施設</b></td><td data-bbox="643 1944 1326 1977">&lt;44条&gt;</td></tr> <tr><td data-bbox="256 1977 643 2036"><b>児童家庭支援センター</b></td><td data-bbox="643 1977 1326 2036">&lt;44条の2&gt;</td></tr> </table>	<b>助産施設</b>	<36条>	<b>乳児院</b>	<37条>	<b>母子生活支援施設</b>	<38条>	<b>保育所</b>	<39条>	<b>児童更生施設</b>	<40条>	<b>児童養護施設</b>	<41条>	<b>知的障害児施設</b>	<42条>	<b>知的障害児通園施設</b>	<43条>	<b>盲ろうあ児施設</b>	<43条の2>	<b>肢体不自由児施設</b>	<43条の3>	<b>重症心身障害児施設</b>	<43条の4>	<b>情緒障害児短期治療施設</b>	<43条の5>	<b>児童自立支援施設</b>	<44条>	<b>児童家庭支援センター</b>	<44条の2>	児童福祉法第7条	全て																					
<b>助産施設</b>	<36条>																																																		
<b>乳児院</b>	<37条>																																																		
<b>母子生活支援施設</b>	<38条>																																																		
<b>保育所</b>	<39条>																																																		
<b>児童更生施設</b>	<40条>																																																		
<b>児童養護施設</b>	<41条>																																																		
<b>知的障害児施設</b>	<42条>																																																		
<b>知的障害児通園施設</b>	<43条>																																																		
<b>盲ろうあ児施設</b>	<43条の2>																																																		
<b>肢体不自由児施設</b>	<43条の3>																																																		
<b>重症心身障害児施設</b>	<43条の4>																																																		
<b>情緒障害児短期治療施設</b>	<43条の5>																																																		
<b>児童自立支援施設</b>	<44条>																																																		
<b>児童家庭支援センター</b>	<44条の2>																																																		

<b>助産所</b>	医療法第2条第1項	
精神障害者社会復帰施設		
<b>精神障害者生活訓練施設</b>		<50条の2②>
<b>精神障害者授産施設</b>	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2	<50条の2③>
<b>精神障害者福祉ホーム</b>		<50条の2④>
<b>精神障害者福祉工場</b>		<50条の2⑤>
<b>精神障害者地域生活支援センター</b>		<50条の2⑥>
保護施設		
<b>救護施設</b>		<38条②>
<b>更生施設</b>	生活保護法第38条	<38条③>
<b>授産施設</b>		<38条⑤>
<b>宿所提供施設</b>		<38条⑥>
<b>婦人保護施設</b>	売春防止法第36条	
知的障害者授産施設		
<b>知的障害者デイサービスセンター</b>		<21条の5>
<b>知的障害者更生施設</b>	知的障害者福祉法第5条	<21条の6>
<b>知的障害者授産施設</b>		<21条の7>
<b>知的障害者通所寮</b>		<21条の8>
<b>知的障害者福祉ホーム</b>		<21条の9>
母子福祉施設		
<b>母子福祉センター</b>	母子及び寡婦福祉法第21条第1項	<21条②>
<b>母子休養ホーム</b>		<21条③>
その他これらに類するもの		
<b>障害児自立生活援助事業(児童自立援助ホーム)を行う事業所で他に列記の無い施設</b>	児童福祉法第6条の2第11項	
<b>子育て短期支援事業(ショートステイ)を行う事業所で他に列記の無い施設</b>	児童福祉法第6条の2第13項	
<b>精神障害者短期入所事業(ショートステイ)、精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)を行う事業所で他に列記の無い施設</b>	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3の2第3項、第4項	
<b>知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業(ショートステイ)、知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)、知的障害者相談支援事業を行う事業所で他に列記の無い施設</b>	知的障害者福祉法第4条第8項、第9項、第10項、第11項	
オ 病院又は診療所その他これらに類するもの		
<b>病院</b>	医療法第1条の5第1項	
<b>診療所</b>	医療法第1条の5第2項	
その他これらに類するもの		
<b>介護老人保健施設</b>	医療法第1条の6第1項 介護保険法第5章第3節第2款	全て
<b>あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう施術所</b>	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第1条	
<b>柔道整復施術所</b>	柔道整復師法第2条第2項	
カ 公会堂又は集会場その他これらに類するもの		
<b>公会堂</b>		
<b>集会場</b>		全て
その他これらに類するもの		
<b>公民館</b>	社会教育法第5章	
<b>地区集会所</b>		
<b>冠婚葬祭場</b>		
キ 郵便局		
<b>郵便局</b>	日本郵政公社法第20条	全て

ク	火葬場		全て
	<b>火葬場</b>	墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項	
ケ	飲食店、物品販売業を営む店舗又はサービス業を営む店舗(これらの床面積の合計が200平方メートル(飲食料品を中心とした最寄り品の小売及び各種公共料金等の代行等のサービスを提供する店舗で、長時間営業を行うものにあつては100平方メートル)以下のものを除く。)		
	飲食店		200㎡超
	<b>食堂</b>		
	<b>レストラン</b>		
	<b>そば・うどん店</b>		
	<b>すし店</b>		
	<b>喫茶店</b>		
	<b>ファーストフード店</b>		
	<b>料亭</b>		
	<b>バー、キャバレー、ナイトクラブ</b>		
	<b>酒場、ピヤホール</b>		
	物品販売業を営む店舗		100㎡超
	<b>百貨店</b>	旧百貨店法第2条	
	<b>スーパーマーケット</b>		
	<b>コンビニエンスストア等(下線部の用途に該当するもの)</b>		
	<b>その他小売業又は卸売業を営む店舗</b>		
	サービス業を営む店舗		200㎡超
	<b>質屋</b>	質屋営業法第1条第1項	
	<b>宅地建物取引業の営業所</b>	宅地建物取引業法第2条第三号	
	<b>旅行業又は旅行業者代理業に係る営業所</b>	旅行業法第2条第1項、同条第2項	
	<b>チケット等の販売店</b>		
	<b>貸衣装屋、貸本屋、ビデオ・CDその他の物品を貸借する店舗</b>		
	<b>理容所</b>	理容師法第1条の2第3項	
	<b>美容所</b>	美容師法第2条第3項	
	<b>クリーニング所</b>	クリーニング業法第2条第4項	
	<b>損害保険代理店</b>	保険募集の取締に関する法律第2条第2項	
コ	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、ホテル又は旅館その他これらに類するもの(これらの床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。)		
	<b>体育館</b>		1,000㎡超
	<b>ボーリング場</b>		
	<b>スケート場</b>		
	<b>水泳場</b>		
	<b>スポーツの練習場</b>		
	<b>劇場</b>		
	<b>映画館</b>		
	<b>演芸場</b>		
	<b>観覧場</b>		
	<b>展示場</b>		
	<b>ダンスホール</b>		
	遊技場		
	<b>まあじやん屋</b>		
	<b>ばちんこ屋</b>		
	<b>ゲームセンター</b>		
	<b>公衆浴場</b>	公衆浴場法第2条第1項	
	<b>ホテル</b>	旅館業法第2条第2項	
	<b>旅館</b>	旅館業法第2条第3項	
	その他これらに類するもの		
	<b>簡易宿所</b>	旅館業法第2条第4項	
	<b>下宿</b>	旅館業法第2条第5項	

サ 神社、寺院又は教会(これらの床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)		500㎡超
神社	(宗教法人法第3条第一号に規定する境内建物(庫裏を除く。))	
寺院		
教会		
シ 共同住宅(住戸の数が50戸以下のものを除く。)		50戸超
ス 寄宿舍(室数が50室以下のものを除く。)		50室超
セ 工場(床面積の合計が5,000平方メートル以下のものを除く。)		5,000㎡超
ソ 公衆便所		全て
タ ケに併せてこの用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。)		1,000㎡超
二 事務所の用途に供する建築物のうち次に掲げるもの		
ア 国、県、市町村又は第九条各号に掲げる者がその事業の用に供する建築物		全て
イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項に規定する一般電気事業の用に供する建築物		
ウ ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する建築物		
エ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する建築物		
オ 銀行法(昭和56年法律第59号)第10条第1項各号に掲げる業務、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第6条第1項各号に掲げる業務、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第53条第1項各号に掲げる業務、労働金庫法(昭和28年法律第227号)第58条第1項各号に掲げる業務、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の8第1項各号に掲げる業務又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第二号又は第三号に掲げる事業、証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項各号に掲げる営業所又は貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項本文に規定する貸金業の用に供する建築物		
銀行	銀行法第10条第1項	
長期信用金庫	長期信用銀行法第6条第1項	
信用金庫	信用金庫法第53条第1項	
労働金庫	労働金庫法第58条第1項	
信用協同組合	中小企業等協同組合法第9条の8第1項	
農業協同組合	農業協同組合法第10条第1項第二号、第三号	
証券取引業の業務を行う建築物	証券取引法第2条第8項	
貸金業の業務を行う建築物	貸金業の規制等に関する法律第2条第1項	
カ アからオまでに掲げるもののほか、事務所の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの		5,000㎡超
三 第2条第三号から第七号までに掲げる施設		
鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第9条第二号に規定する駐車場のうち <b>駅</b>		全て
自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定する <b>バスターミナル</b>		
消防法(昭和23年法律第180号)第8条の2第1項に規定する <b>地下街</b>		
道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する <b>道路</b> (自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。)		
都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する <b>都市公園</b>		
四 第八号に掲げる施設のうち、遊園地、動物園及び植物園		
遊園地	施設内の当該用途の目的に供する建築物は、博物館として取り扱い、物品販売や飲食の用途等別の機能を有する建築物は各々の用途として取り扱う。	全て
動物園		
植物園		
五 駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない <b>路外駐車場</b> (機械式のを除く。)		500㎡超

### 3 整備基準

#### 1) 整備基準

整備基準は、公共的施設の出入口、廊下、階段、便所、歩道等の整備にあたり配慮すべき事項を規定したものである。第1項各号の規定の他、第2項により、公共的施設の種類に応じて別表第1から第5で技術的細目を規定している。

建築物に係る基準は、別表第1により規定しているが、建築物のうち公共交通機関の施設にあっては別表第5によることとしている。ただし、公共交通機関の施設内に設けられる店舗等で公共交通機関の用途に属さない部分は建築物の基準を定めた別表第1による。

#### 2) ただし書き

公共的施設の整備にあたり、当該個々の施設に特性があることなどから、施設の利用形態等に応じて代替措置を講ずる方が適当である場合や、整備基準どおりに整備されることが望まれない場合が想定される。このような場合に、より適切又は優れた建築計画を選択して整備できるよう、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全で快適に利用できると客観的に認められる事項についてはこれらの基準によらなくてもよいこととしている。

また、様々な条件の制約を受けて行われる場合には、整備基準による整備が困難であることも想定される。このような場合にも、これらの基準のうち適合させることが困難である事項については適用しなくてもよいこととしているが、福祉のまちづくりの推進を基本におきつつ、真に整備基準に適合させることが困難である場合に限定されるものである。

#### 3) 整備基準に適合させなければならない建築物の部分

整備基準に適合させなければならない部分は、不特定かつ多数の者の利用する部分に限られている。例えば、物品販売業を営む店舗の場合は、出入口及び道路からこれに至る通路、売り場並びに客が利用する廊下、階段及び便所が対象となり、執務部分、休憩室等の店員のみが使用する部分及び商品を保管する倉庫等の部分については対象とならない。

(整備基準)

第3条 条例第13条の出入口、廊下、階段、便所、歩道等の整備に関し障害者、高齢者等が利用できるよう配慮すべき事項について規則で定める基準は、次に定めるとおりとする。ただし、当該公共的施設について、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全で快適に利用できるとして知事が認める場合にあっては当該基準に係る事項、当該公共的施設の利用目的又は構造、地形又は敷地の状況、沿道の利用の状況等により整備基準に適合させることが困難である場合にあっては適合させることが困難である事項については、この限りでない。

中 略 (各項目の解説内に掲載)

2 前項の整備基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる公共的施設の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に定めるところによる。

建築物	別表第1
道路	別表第2
公園	別表第3
路外駐車場	別表第4
公共交通機関の施設	別表第5

## 4)建築物に係る整備基準の解説

### 1.【建築物の出入口及びそれに至る通路】

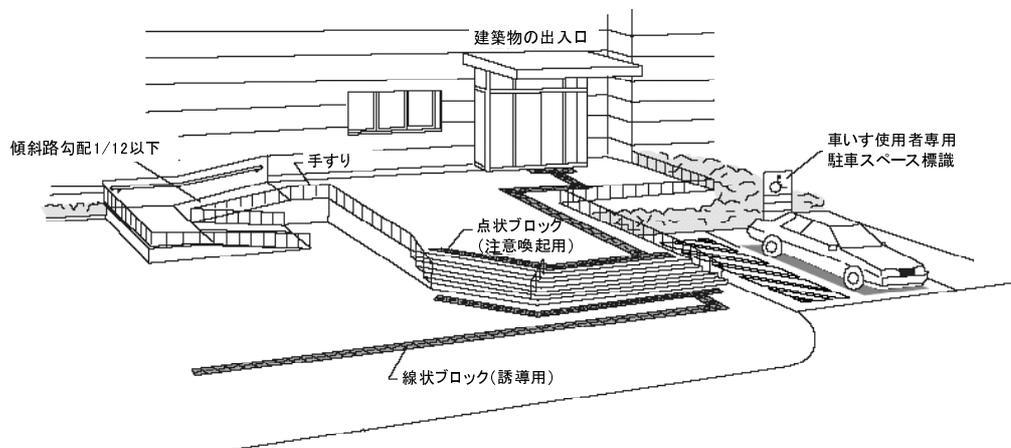
障害者、高齢者等をはじめとするすべての人（以下「利用者」という。）を道等から建築物の受付等まで安全かつ円滑に誘導するための基準である。

1 棟の建築物が構造上区画され、利用形態や管理形態が分割されている場合は、それぞれの部分について整備する必要がある。

規則第3条第1項第一号ア

ア 建築物（1の建築物について2以上の構えを成す場合は、各構えについていう。）の出入口及びそれに至る通路は、次に定める構造とすること。

- (1) 1以上の出入口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。
- (2) (1)の出入口から道等に至る通路のうち1以上の通路は、障害者、高齢者等が通行できる幅等を確保すること。



#### 1.1.通路の構造

利用者が主として利用する建築物の出入口（以下「建築物の主たる出入口」という。）から道等に至る通路に関する基準である。

急傾斜地にある等地形の特異性により、利用者がバス、タクシーその他送迎車を利用して車寄せに至る場合は、そこから建築物の主たる出入口に至る通路について整備することとする。

なお、沿道が自動車道である場合、敷地が広大である場合等この基準によることが困難ではないが、車寄せからとする方が適当である場合も同様とする。

##### 1.1.1.幅

主たる出入口から道等に至る通路は1.2m以上の幅を確保すること。幅の規定は、有効寸法である。

1.2mは、車いす使用者や松葉杖使用者が円滑に通過でき、また、人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法である。

##### 1.1.2.表面仕上げ

通路の表面は、粗面とするなど滑りにくい材料で仕上げること。

また、凹凸の大きいものは、車いすのキャスターが円滑に動かず、車いす使用者の通行に支障をきたすため用いないこと。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

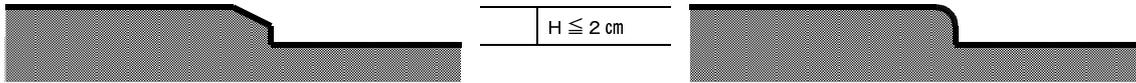
1 避難階における主たる出入口のうち1以上の出入口から道又は公園、広場その他の空地（以下これらを「道等」という。）に至る通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特異性により適合させることが困難である場合は、「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

- (1) 幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。

## 1.2.傾斜路及び特殊構造昇降機

通路等に高低差がある場合は、障害者にとって大きな障害となるので適切な勾配の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置が求められている。

なお、2 cm以下で面取り等をしたものは高低差に該当しない。以下同じ。



### 1.2.1.幅

傾斜路の幅については、1.1.1.と同様である。

ただし、段を併設する場合は、幅を90 cm以上とすることができる。これは、車いす使用者が通行可能な寸法で、傾斜路を車いす使用者が通行する際に、他の歩行者が段に迂回することにより、傾斜路の途中で車いす使用者とのすれ違いを回避できるからである。この趣旨から、段は、傾斜路と同じ動線で、それぞれが見通せる事が必要である。

### 1.2.2.勾配

傾斜路の勾配は1/12以下とすること。ただし、高低差が10 cm未満の場合は1/8とすることができる。

1/12及び1/8は、一般的な車いす使用者が自力で登坂でき、安全に降坂できる勾配であるが、個人差があることからできる限り緩くすべきである。

### 1.2.3.縁石

壁のない縁端部には、車いすの脱輪などを防止するため、5 cm程度の立ち上がりが必要となる。なお、手すりを設ける場合であっても、手すり子の間から、視覚障害者がつえを外すおそれがあるので、立ち上がりを設けなければならない。

### 1.2.4.手すり

傾斜路の勾配が1/20を超える場合は、手すりを設けること。ただし、身体障害者更正援護施設、老人福祉施設、有料老人ホームその他これらに類するもの及び病院、診療所その他これらに類するもの以外の建築物で傾斜路の高低差が75 cm以下の場合には手すりを設けないことができる。

### 1.2.5.踊場

傾斜路が長いときには車いす使用者が昇降中に休憩又は加速する部分が必要であることから、傾斜路の高低差が75 cmを超える場合には、高さ75 cm以内ごとに長さ1.5 m以上の踊り場を設置する必要がある。

### 1.2.6.表面仕上げ

傾斜路の表面仕上げについては1.1.2.と同様である。

### 1.2.7.識別措置

弱視者が傾斜路を容易に認知できるよう、傾斜路を踊り場及び傾斜路に接する通路と明度差の大きい色にするなどの方法により識別しやすくする必要がある。

### 1.2.8.点状ブロック

傾斜路の勾配が1/20を超える場合には、注意を喚起することにより視覚障害者が傾斜路のあることを認知できるように、傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分に点状ブロックを敷設する必要がある。

ただし、次に掲げるものについては点状ブロックを敷設しないことができる。

- 共同住宅
- 寄宿舎
- 駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物（駐車場の他、自動車教習所、運転免許センター等がこれに該当するが、自動車販売店、自動車用品販売店等については、視覚障害者が運転手を雇う等して車を所有することが想定されるので、これに該当しない。）

○上記以外の用途で、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合

例

- ① 通路の道路付近に常駐する者が対応する場合。
- ② インターホン等により視覚障害者の来訪が認知できる仕組みを設け、事務所等に常駐する者が速やかに対応できる場合。
- ③ 道路と建築物が近接しており、出入口付近に常駐する者が、建築物の内部から視覚障害者の来訪を容易に認識できる場合。
- ④ 幼稚園、老人ホーム等で、保育士、介護者等が常時付添う制度になっている場合。地区集会所でその利用時において、地区住民の誰かが必ず視覚障害者に付添うことについての同意形成がなされている場合もこれに含まれる。

### 1.2.9.特殊構造昇降機

高低差のある部分に、建築基準法施行令第129条の3第1項第1号に該当する昇降機で車いす使用者専用のものを設けた場合は、当該部分に傾斜路を設けないことができる。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

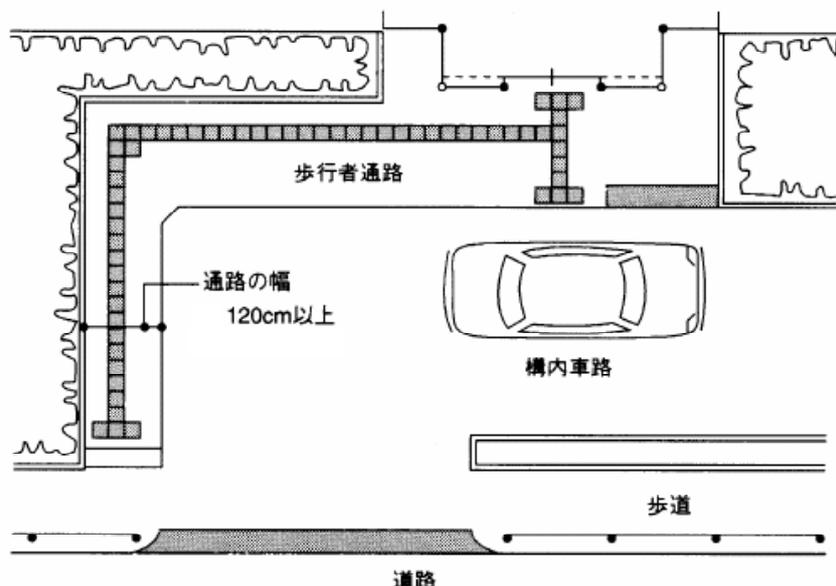
2 1に規定する通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第一号の昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。

- (1) 幅は、1.2メートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。
- (2) 勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。
- (3) 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。
- (4) 傾斜路（勾配が20分の1を超えるものに限る。（8）において同じ。）には手すりを設けること（傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合（当該建築物が第4条第一号ウ又はオに掲げる建築物である場合を除く。）を除く。）。
- (5) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設けること。
- (6) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- (7) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。
- (8) 傾斜路の上端に近接する通路等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること（共同住宅、寄宿舍及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

## 1.3.建築物の主たる出入口への視覚障害者の誘導

視覚障害者を道等から建築物の主たる出入口まで視覚障害者を誘導するため、通路には線状ブロックの敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置を設置する必要がある。

ただし、1.2.8.に敷設を要しないものとして掲げるものについては、線状ブロックの敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置を設置しないことができる。



建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

- 3 1に規定する通路には、線状ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置の設置を行うこと（共同住宅、寄宿舍及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

## 1.4.車路が横断する場合の措置

道等から建築物の主たる出入口に至る通路を車路が横断する場合は、注意を喚起することにより視覚障害者が安全に車路を横断できるよう、当該部分に点状ブロックを敷設する必要がある。

ただし、1.2.8.に敷設を要しないものとして掲げるものについてはこの限りでない。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

- 4 1に規定する通路を車路が横断する部分には、点状ブロック等を敷設すること（共同住宅、寄宿舍及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

## 1.5.排水溝等がある場合の措置

排水溝等は視覚障害者にとって大変危険であり、また、車いす使用者にとってもその通行に支障をきたすため、道等から建築物の主たる出入口に至る通路又は傾斜路に排水溝等がある場合は、当該排水溝等にふたを儲け、つえ及び車いすの車輪等が落ちない構造とする必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

- 5 1に規定する通路又は2に規定する傾斜路を縦断し、又は横断する排水溝等がある場合には、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとする。

## 1.6.出入口の構造

避難階における建築物の主たる出入口に関する基準である。

### 1.6.1.幅

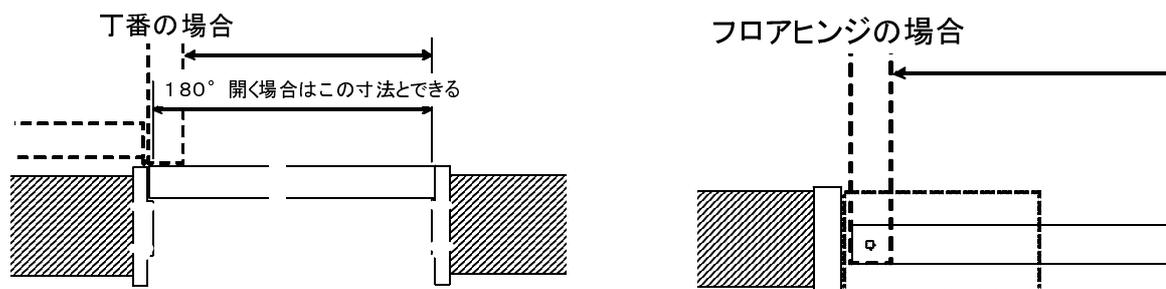
建築物の主たる出入口は、多くの人々の動線が重なる部分であるため、利用者が容易にかつ安全に通行できるよう、その1以上の幅は車いす使用者や松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である90cm以上とする必要がある。

ただし、床面積が200㎡以下の建築物にあっては比較的用户の数が少ないことから車いす使用者や松葉杖使用者が通過できる寸法である80cm以上とすることができる。

なお、この幅は、引き戸における引き残し、開き戸における建具の厚み等の部分を除いた実際に通行できる部分の幅である。

また、両開き戸については、車いす使用者にとって同時に両方の戸を開けることが困難であることから、この幅は、片方の戸を開いた状態の幅、いわゆる親子ドアについては通常開閉する部分を開いた状態の幅とする。

設計にあたっては、ドアの開閉機構を十分調べたうえで、開口寸法、ドア寸法などを決定すべきである。



## 1.6.2.戸及びその前後の部分の構造

出入口に戸を設ける場合は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とする必要がある。

円滑に開閉できるようにするため次のことに留意すること。開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸である。

- ① 軽い力で開閉できるものと
- ② ドアノブは、円形の上肢や手に障害のある人が使いにくいためレバー式とする等にぎりやすい形状のものとし、車いす使用者が操作しやすい高さに設けること。
- ③ 手動式の開き戸には、車いす使用者が開閉するための空間をドアノブがある側の壁の前に確保すること。
- ④ 自動式の開き戸は、突然に開いたドアにぶつかる危険があるので用いないこと。
- ⑤ ドアクローザーの開鎖時間は、車いす使用者の通行に十分配慮すること。
- ⑥ 回転ドアは、視覚障害者が利用する出入口に用いないこと。

また、戸の前後が傾斜していると車いす使用者には戸の開閉が困難となるため、車いす使用者が戸を開閉するために必要な部分の床は水平にする必要がある。

## 1.6.3.段差の解消

出入口に段差があると車いす使用者の通行に使用をきたすため、これを設けてはならない。

## 1.6.4.衝突防止の措置

戸の前面が透明である場合は、弱視者にもそこに戸があることが容易に認知できるようにし、戸への衝突を防止する必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

- 6 避難階における主たる出入口のうち一以上の出入口は、次に定める構造とすること。
  - (1) 出入口の幅（引き戸を設ける出入口にあっては引き残しを、開き戸を設ける出入口にあっては建具の厚み等を勘案した通行上有効な幅をいう。以下同じ。）は、90センチメートル（床面積200平方メートル以下のものにあっては80センチメートル）以上とすること。
  - (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。
  - (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (4) 戸の全面が透明な場合にあっては、衝突を防止するための措置を講ずること。

## 1.7.視覚障害者の受付等への誘導

視覚障害者を建築物の主たる出入口から受付等まで視覚障害者を誘導するため、通路には線状ブロックを敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置を設置する必要がある。

ただし、1.2.8.に掲げる敷設しないことができる建築物及び次の例についてはこの限りでない。

例

- ① 建築物の主たる出入口付近に常駐する者が対応する場合。
- ② インターホン等により視覚障害者の来訪が認知できる仕組みを設け、事務所等に常駐する者が速やかに対応できる場合。
- ③ 建築物の主たる出入口と受付等が近接しており、受付等に常駐する者が、建築物の内部から視覚障害者の来訪を容易に認識できる場合。
- ④ 保育所、老人ホーム等で、保育士、介護者等が常時付添う制度になっている場合。地区集会所でその利用時において、地区住民の誰かが必ず視覚障害者に付添うことについての同意形成がなされている場合もこれに含まれる。

受付等とは、視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所をいい、受付（インフォメーション）、案内板及び触地図が設置されている所等がこれに該当する。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

- 7 6に規定する構造を有する出入口から人又は標識により視覚障害者に特定施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）に到達できるように、線状ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置の設置を行うこと（共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合はこの限りでない。

## 2. 【廊下等】

利用者が廊下等を円滑に通行できるようにするための基準である。  
廊下等には、ロビー、ホール、エレベーターの乗降ロビー等が該当する。

### 2.1.廊下等の構造

#### 2.1.1.手すりの設置

身体障害者更正援護施設、老人福祉施設、有料老人ホームその他これらに類するもの又は病院、診療所その他これらに類するものは、障害者、高齢者等のため特に配慮すべき建築物であるので、手すりを設ける必要がある。

#### 2.1.2.廊下の幅

廊下の幅については1.1.1.と同様である。

#### 2.1.3.表面仕上げ

廊下の表面仕上げについては1.1.2.と同様である。  
また、毛足の長いカーペットは、車いすの車輪が沈み込み通行に負担がかかるため避けなければならない。

#### 2.1.4.車いす使用者が転回するための部分

廊下等の幅が1.2mでは、車いす使用者の転回（180度方向転換）が困難であるため、共同住宅及び寄宿舎を除く建築物で延長が2.5mを超える廊下には、幅及び奥行きが1.4m以上の部分を設ける必要がある。

設ける位置は、当該廊下等の末端から1.0m以内の部分、それ以外の部分については5.0m以内ごとの部分にそれぞれ1箇所設けること。

（規則第3条第1項第一号イ）

イ 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 障害者、高齢者等が通行できる幅等を確保すること。
- (2) 車いすが転回できる構造の部分設けること。
- (3) 次条第一号ウ又はオに掲げる施設には、手すりを設けること。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【廊下等】

廊下等は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は1.2メートル以上とすること。
- (2) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- (3) 延長が2.5メートルを超える廊下等は、幅及び奥行きがそれぞれ1.4メートル以上の部分を、当該廊下等の末端から1.0メートル以内及び当該廊下等の末端から1.0メートル以内の部分以外の区間5.0メートル以内ごとに設けること（共同住宅及び寄宿舎の場合を除く。）。

### 2.2.傾斜路及び特殊構造昇降機

傾斜路及び特殊構造昇降機については1.2.と同様である。  
ただし、次に掲げるものについては点状ブロックを敷設しないことができる。

- 学校
- 共同住宅
- 寄宿舎
- 駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物（駐車場の他、自動車教習所、運転免許センター等がこれに該当するが、自動車販売店、自動車用品販売店等については、視覚障害者が運転手を雇う等して車を所有することが想定されるので、これに該当しない。）
- 上記以外の用途で、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合  
例
  - ① 傾斜路付近に常駐する者が対応する場合。
  - ② 受付等に常駐する者が、視覚障害者の目的とする部屋まで誘導する場合。

- ③ 保育所、老人ホーム等で、保育士、介護者等が常時付添う制度になっている場合。地区集会所でその利用時において、地区住民の誰かが必ず視覚障害者に付添うことについての同意形成がなされている場合もこれに含まれる。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【廊下等】

- (4) 廊下等に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- ア 幅は、1.2メートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。
  - イ 勾配は、1/2分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。
  - ウ 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。
  - エ 傾斜路（勾配が20分の1を超えるものに限る。クにおいて同じ。）には手すりを設けること（傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合（当該建築物が第4条第一号ウ又はオに掲げる建築物の場合を除く。）を除く。）。
  - オ 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設けること。
  - カ 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
  - キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。
  - ク 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること（学校、共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

### 3. 【階 段】

利用者が施設内の移動において主に利用する階段を安全かつ円滑に昇降できるようにするための基準である。

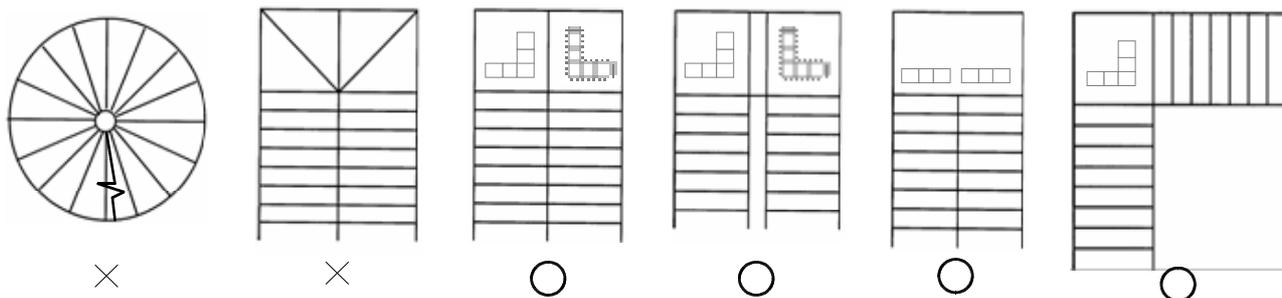
#### 3.1. 階段の構造

##### 3.1.1. 回り階段の禁止

回り階段は、踏面の寸法が内側と外側で異なるため段を踏み外す危険があること、昇降動作と回転動作を同時に行うので歩行困難者にとって危険を伴うことから、これを設けてはならない。

回り階段とは、平面的にみて回りながら昇降するもので、らせん階段、途中で折返す形状の階段で当該部分を2段以上に分割したもの等が該当する。

次に示す例のうち×は回り階段である。



##### 3.1.2. 手すり

階段には、手すりを設けること。手すりは転落防止のみでなく、歩行困難者が体を支えるためのものでもあるので、壁がある面にもこれを設けなければならない。また、その形状は握りやすいものとし、適切な高さに連続して設けなければならない。

##### 3.1.3. 表面仕上げ

階段の表面仕上げは、転落を防止するため粗面とするか、滑りにくい材料で仕上げる必要がある。

### 3.1.4.識別措置

弱視者が段を容易に認知でき、段の踏み外しによる転落を防止するために、踏面の端部の色をその周囲の部分と明度差の大きい色にするなどの方法により識別しやすくする必要がある。

### 3.1.5.段鼻の構造

段の踏み外しによる転落を防止するため、段鼻には滑り止めを設ける必要がある。

また、段鼻が下の段の踏面の上に突き出していると、階段を登る際につま先を引っ掛けるおそれがあるため、これを突き出してはならない。

### 3.1.6.点状ブロック

階段の上端及び下端（踊場を含む。）の床面には点状ブロックを設けること。なお、2.2.の敷設を要しないものとして掲げるものについてはこの限りでない。

（規則第3条第1項第一号ウ）

ウ 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 主たる階段は、回り階段としないこと。
- (2) 手すりを設けること。
- (3) 表面は、滑りにくいものとする。
- (4) 段を識別しやすいものとする。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【階段】

階段は、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (2) 踏面の端部の色をその周囲の部分の色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとする。
- (3) 段鼻に滑り止めを設け、かつ段鼻を突き出さない等によりつまづきにくい構造とすること。
- (4) 階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、点状ブロックを設けること（学校、共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

## 4. 【エレベーター】

利用者が安全かつ円滑にエレベーターを利用できるようにするための基準である。  
エレベーターが複数ある場合は、そのうちの1以上についてこの基準に適合させること。

（規則第3条第1項第一号エ）

エ エレベーターは、次に定める構造等とすること。

- (1) エレベーターを設置する場合は、1以上のエレベーターは、障害者、高齢者等が利用できる設備等を設けること。

### 4.1.エレベーターを設けなければならない建築物

次に掲げる建築物のうち、避難階以外の階で不特定かつ多数の者が利用する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるものには、エレベーターを設けること。

- 博物館、美術館又は図書館
- 身体障害者更正援護施設、老人福祉施設、有料老人ホームその他これらに類するもの
- 児童福祉施設、助産所、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設その他これらに類するもの
- 病院、診療所その他これらに類するもの
- 公会堂、集会場その他これらに類するもの
- 国、県、市町村等がその事業の用に供するもの

(規則第3条第1項第一号エ)

(2) 次条第一号イからカまで又は第二号アに掲げる建築物（不特定かつ多数の者の利用に供する部分（避難階にあるものを除く。）の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）には、エレベーターを設置すること。

## 4.2.エレベーターの構造

### 4.2.1. 出入口の幅

エレベーター出入口の幅は、80cm以上とすること。  
幅の考え方については1.6.1.と同様である。

### 4.2.2. かごの寸法

かごの間口及び奥行きの内法寸法は、建築物の用途、規模に応じて、それぞれ次表に掲げる寸法以上とすること。

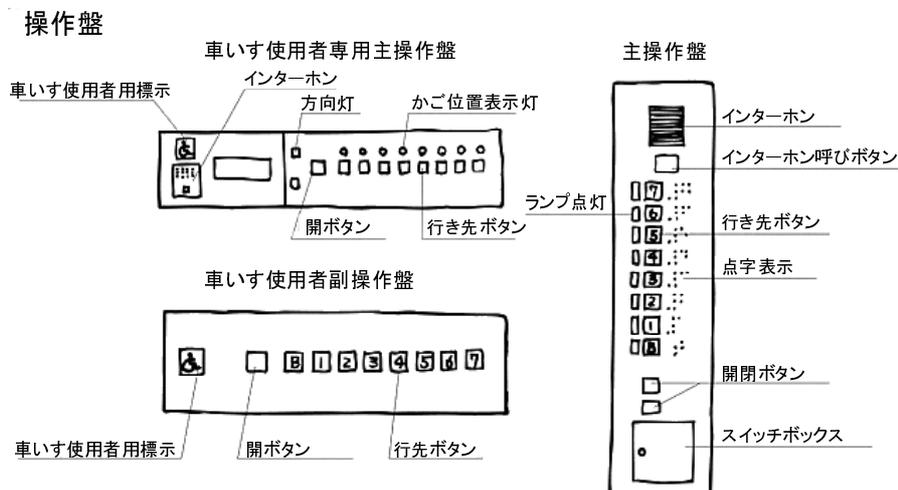
建築物の用途、規模	かごの間口	かごの奥行き
4.1.に記載されているもの	1.40m	1.35m
4.1.に記載されているものを除き、不特定かつ多数の者が利用する部分で (1) 避難階以外の床面積の合計 > 1,000㎡ かつ (2) 避難階以外の階で床面積が最大の階の床面積 > 500㎡	1.05m	1.35m
上記以外のもの	—	1.10m

### 4.2.3. 車いす使用者専用の乗場ボタン

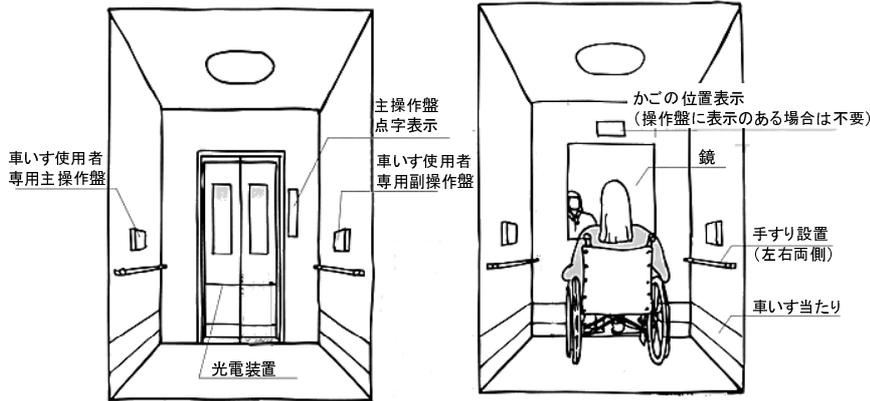
エレベーターの乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタンを設けること。  
当該乗り場ボタンは、それを利用することにより戸の開閉時間が通常より長くなる機能を有していなければならない。

### 4.2.4. 車いす使用者専用の操作盤

かご内の左右両面の側板には、車いす使用者が操作しやすい専用の操作盤を設けること。  
当該操作盤には、それを利用することにより戸の開閉時間が通常より長くなる機能を有する行先ボタンを設けなければならない。また、当該操作盤の主なものには、非常時にかごの外部と連絡が取れる呼びボタン付きのインターホンを設けなければならない。



#### かご内の仕様



#### 4.2.5. かご内の鏡

エレベーターのかごに前向きに進入した車いす使用者が背後にある戸の開閉状態を確認できるように、鏡を設置する必要がある。出入口の反対側の側板に設置することが基本であるが、展望用エレベーターや出入口が2方向にあるエレベーターでこれによるのが困難な場合は、車いす使用者がどの場所からでも戸の開閉状態を確認できる位置に凸面鏡を設置してもよい。

#### 4.2.6. 戸の開閉制御装置

乗降中の利用者が戸に挟まれること防止するため、エレベーターの出入口には、利用者を感知して戸の開鎖を自動的に制止する装置を設ける必要がある。

#### 4.2.7. かごの位置及び停止予定階の表示装置

かご内には、利用者がかごの現在位置と停止予定階を認知できる表示装置を設けること。

#### 4.2.8. かご内の手すり

かご内の左右両側の側板には、高齢者等に配慮した手すりを設けること。高さは床上75cm程度とし、かごの間口が小さいエレベーターでは特に車いす使用者の障害とならなければならない。

#### 4.2.9. 点字表示

視覚障害者が円滑に操作することができるよう、昇降ロビーの一般用乗場ボタン及びかご内の一般用操作盤の各ボタンの横にその内容を点字で表示する必要がある。

誤押するおそれがあるので、ボタン自体に点字の表示をしてはならない。

また、昇降ロビーの一般用乗場ボタンの付近にそこが何階であるかを点字で表示すること。

#### 4.2.10. 音声案内装置の設置

乗降ロビーには、到着するかごの向かう方向が上か下かを音声により知らせる装置を設けること。ただし、この装置がかご内に設けられており、戸が開いたときに昇降ロビーにいる利用者がこれを認知できる場合はこの限りでない。

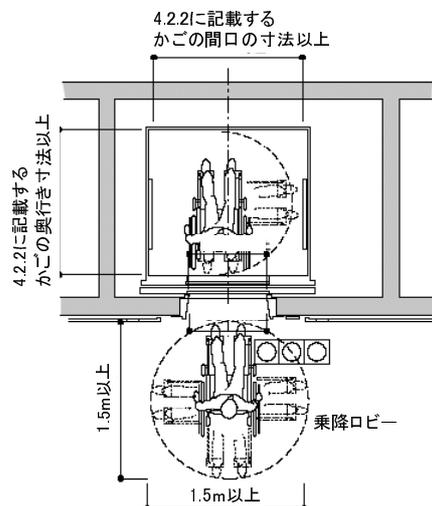
また、かご内には、到着した階の階数及び扉の開鎖が始まることを音声により知らせる装置を設けること。

共同住宅又は寄宿舎には、この装置を設けないことができる。

#### 4.2.11. 乗降ロビーの寸法

乗降ロビーには、車いす使用者が乗降時に転回するための空間が必要であるため、乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ1.5m以上とする必要がある。

かご及び乗降ロビーの寸法



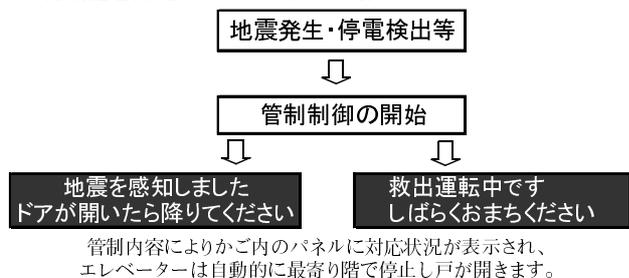
## 4.2.12. 聴覚障害者が認識できる装置

4.1.に記載されているものに設置するエレベーターの一般用の操作盤には、停電等の非常時における外部の対応状況を聴覚障害者に知らせる装置を設けること。

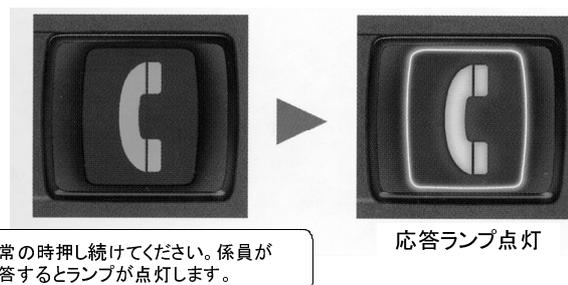
管制機能を設けたエレベーターにあっては、管制内容に応じた情報を電光等により表示できるように、管制機能を設けていないエレベーターにあっては、かご内操作盤のインターホン呼出ボタンを押した時、外部からの応答を知らせるランプがつくインターホン呼出ボタン応答灯を設けその旨を表示すること。

管制機能：地震時や停電時等の非常時に、センサ等によりエレベーターの運転状況を確認し、かごを最寄り階まで運転する等自動的にエレベーターの運転を制御する機能

### 管制機能を備えたエレベーターの場合



### インターホン呼出ボタン応答灯の例



### 建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【エレベーター】

エレベーターは、次に定める構造とすること。

- (1) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) かごの間口（内法寸法による。以下同じ。）及び奥行き（内法寸法による。以下同じ。）は、次に定めるところによること。
  - ア 第3条第1項第一号エ(2)に規定する建築物にあっては、かごの間口は1.4メートル以上、奥行きは1.35メートル以上とすること。
  - イ 第3条第1項第一号エ(2)に規定する建築物を除き、かごの間口は1.05メートル以上、奥行きは1.35メートル以上とすること。
  - ウ 不特定かつ多数の者の利用に供する部分（避難階にあるものを除く。）の床面積の合計が1,000平方メートル以下又は床面積が最大の階（避難階を除く。）における当該床面積が500平方メートル以下の建築物にあっては、イの規定によらないことができる。ただし、奥行きは1.1メートル以上とすること。
- (3) 乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタン（かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開放時間を延長することができる機能を有するものをいう。）が設置されていること。
- (4) かご内の左右両面の側板に、次に掲げる装置を有する車いす使用者が操作しやすい専用の操作盤（従たるものにあつては、イに掲げる装置を除く。）を設けること。
  - ア かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の解放時間を延長することができる機能を有する行先ボタン
  - イ 呼びボタン付きのインターホン
- (5) かご内には、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置すること。
- (6) かごの出入口には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (7) かご内の専用の主たる操作盤又は背面板には、専用のかごの位置を表示する装置及びかごが停止する予定の階を表示する装置を設けること。
- (8) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
- (9) 次に掲げる表示を点字により行うこと。
  - ア 一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示
  - イ かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示
- (10) 次に掲げる視覚障害者用の案内装置を設けること（共同住宅及び寄宿舎の場合を除く。）。
  - ア 乗降ロビーの利用者に音声により昇降の方向を通報する装置
  - イ かご内の利用者に音声により到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を通報する装置
- (11) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。
- (12) 第3条第1項第一号エ(2)に規定する建築物にあっては、かご内の一般用の操作盤には、停電等の非常の場合に外部の対応状況を聴覚障害者が認識することができる表示装置を設けること。

## 5. 【居室の出入口】

利用者が円滑に出入できるよう、共同住宅及び寄宿舎を除く居室の出入口の整備に関する基準である。居室に複数の出入口がある場合は、そのうちの1以上についてこの基準に適合させること。

(規則第3条第1項第一号オ)

オ 居室の出入口のうち1以上の出入口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。

### 5.1.幅

居室の出入口の幅は80cm以上とすること。  
幅の寸法の考え方については、1.6.1.と同様である。

### 5.2.戸及びその前後の部分の構造

戸及びその前後の部分の構造については1.6.2.と同様である。

### 5.3.段差の解消

居室の出入口の段差の解消については1.6.3.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目(別表第一)【居室の出入口】

居室の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること(共同住宅及び寄宿舎の場合を除く。)

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合には、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつその前後に高低差を設けないこと。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

## 6. 【公会堂等における客席の車いす使用者が利用できる部分】

車いす使用者が、公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場の客席を利用できるようにするための基準である。

車いす使用者が利用できる部分とは、車いす使用者が車いすに乗ったまま観覧等ができる場所(以下「車いす使用者用客席」という。)及び出入口からそこに至る通路をいう。

(規則第3条第1項第一号カ)

カ 公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場の客席には、車いす使用者が利用できる部分を設けること。

### 6.1.車いす使用者用客席の床

車いすが安定した状態で静止するよう、車いす使用者用客席の床は、平たんとする必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目(別表第一)【公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用できる部分】

車いす使用者が利用することができる部分は、次に定める構造とすること。

- (1) 床は、平たんとすること。

## 6.2.車いす使用者用客席の寸法

車いすの寸法、隣席との関係を考慮し、車いす使用者用客席の寸法は、幅及び奥行きをそれぞれ85cm及び1.2m以上とする必要がある。  
なお、この寸法は、他の法令で確保することが求められている通路等の寸法と兼ねることはできない。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用できる部分】  
(2) 車いす使用者が利用することができる部分1につき、幅85センチメートル以上、奥行き1.2メートル以上である空間を確保すること。

## 6.3.車いす使用者用の客席の数

車いす使用者用客席の数は、全体の客席数に応じ、次の表に掲げる数以上とすること。  
なお、客席が可動式や収納式である場合は、その数も全体の客席の数に含める。  
また、設置する場所は特に規定していないが、車いす使用者の利便性や安全性確保とともに、中央や前列でも観覧できるように配慮する必要がある。

全体の客席の数	車いす使用者用客席の数
100席以下のもの	1席
100席を超え400席以下のもの	2席
400席を超えるもの	$2 + (\text{全客席数} - 400) \div 200$ 席（小数点以下は切り上げ。）

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用できる部分】  
(3) 車いす使用者が利用することができる部分の数は、客席の数が100以下の場合は1以上、100を超え400以下の場合は2以上、400を超える場合は2に400を超える席数200席（200席に満たない場合は、200席とする。）ごとに1を乗じて得た数を加えた数以上とする。

## 6.4.通路の幅

客席の出入口から車いす使用者用客席に至る通路の幅については、1.1.1.と同様である。  
通路が複数ある場合は、そのうちの1以上のものについて整備すればよいが、車いす使用者が主として利用する通路にすべきである。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用できる部分】  
(4) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路のうち1以上の通路の幅は、1.2メートル以上とすること。

## 6.5.傾斜路

客席の出入口から車いす使用者用の客席に至る通路に段差がある場合は、傾斜路を設けること。  
車いす使用者用の客席は、できるだけ段差を設けなくてよい位置に設けるべきである。

### 6.5.1.幅

傾斜路の幅については、1.2.1.と同様である。  
なお、段を併設する場合は、比較的狭い空間を短時間に多くの人々が移動すること等が考えられることから、併設する段による迂回経路は外部の規定より簡潔である必要がある。

### 6.5.2. 勾配

傾斜路の勾配については、1.2.2.と同様である。

### 6.5.3. 表面仕上げ

傾斜路の表面仕上げについては、2.1.3.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用できる部分】

(5) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路に高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路を設けること。

ア 幅は、1.2メートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。

イ 勾配は、1/2分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。

ウ 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。

## 7. 【便所】

利用者が、便所を快適かつ円滑に使用できるようにするための基準である。

便所を設ける場合は、1以上（男子用と女子用を分けて設ける場合はそれぞれ1以上）のもの（以下、「基準に適合させるべき便所」という。）についてこの基準に適合させること。

基準に適合させるべき便所には、車いす使用者が円滑に利用することのできる便房（車いす使用者用便房）を設けなければならないが、これを独立して別に設ける場合は、基準に適合させるべき便所の中にこれを設けないことができる。

なお、公園に設ける便所については、この規定によらず、規則第3条第三号及び別表第3の定めによること。

（規則第3条第1項第一号キ）

キ 1以上の便所（第三号に規定する公園に係るものを除く。）は、次に定める構造等とすること。

(1) 障害者、高齢者等が利用できる設備等を設けること。

### 7.1. 出入口の幅

便所の出入口の幅は、80cm以上とする。

幅の考え方は1.6.1.と同様である。

### 7.2. 傾斜路

便所の出入口に高低差がある場合は、高齢者、障害者等の通行に際して支障とならないよう以下の構造の傾斜路を設ける必要がある。なお、出入口に扉を設ける場合は、扉の前後には平たん部を設け、扉の直近から傾斜路としないこと。

#### 7.2.1. 幅

傾斜路の幅については、1.2.1.と同様である。

#### 7.2.2. 勾配

傾斜路の勾配については、1.2.2.と同様である。

#### 7.2.3. 表面仕上げ

傾斜路の表面仕上げについては、1.1.2.と同様である。

便所の床は、濡れやすいことから特に注意する必要がある。

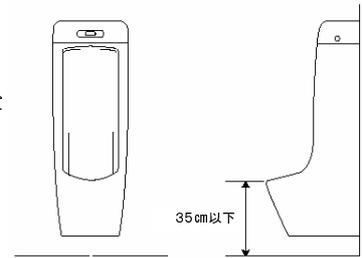
## 7.3. 小便器

男子が利用する便所に小便器を設ける場合、1以上の小便器は、床置き式とし、高齢者、松葉づえ使用者等に対する配慮として手すりを設ける必要がある。

小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて身体を支えながら用を足せる構造とすること。

なお、リップの高さが床置き式と同程度（35cm以下）のものは「床置き式」とみなす。

低リップ式の壁掛式小便器の例



## 7.4. 洗面器等

1以上の洗面器又は手洗い器は、手指に障害を持つ利用者等に配慮し、レバー式、光感知式等により簡単に操作できる水栓を設ける必要がある。

### 建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【便所】

便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上。以下同じ。）は、次に定める構造及び設備とすること（共同住宅の住戸及び寄宿舎の住室に設ける場合を除く。）。

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 出入口に高低差のある場合は、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。
  - ア 幅は、90センチメートル以上とすること。
  - イ 勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。
  - ウ 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げる。
- (3) 男子が利用する便所に小便器を設ける場合は、1以上の小便器は床置き式とし、手すりを設けること。
- (4) 1以上の洗面器又は手洗い器には、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。

## 7.5. 車いす使用者用便房

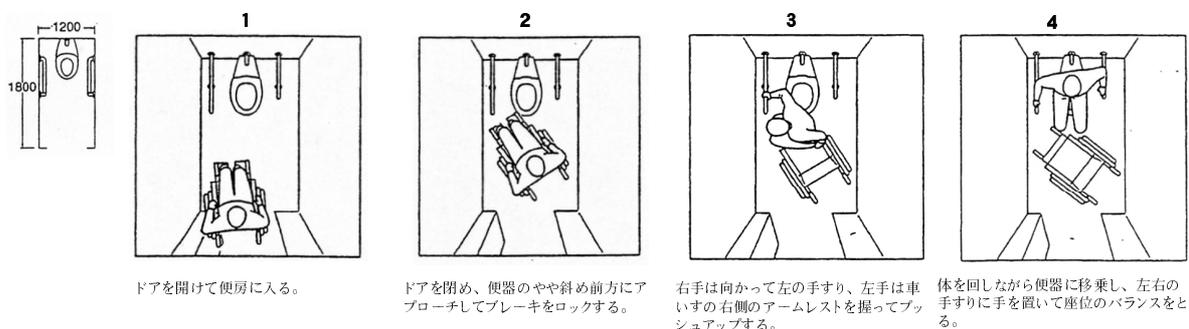
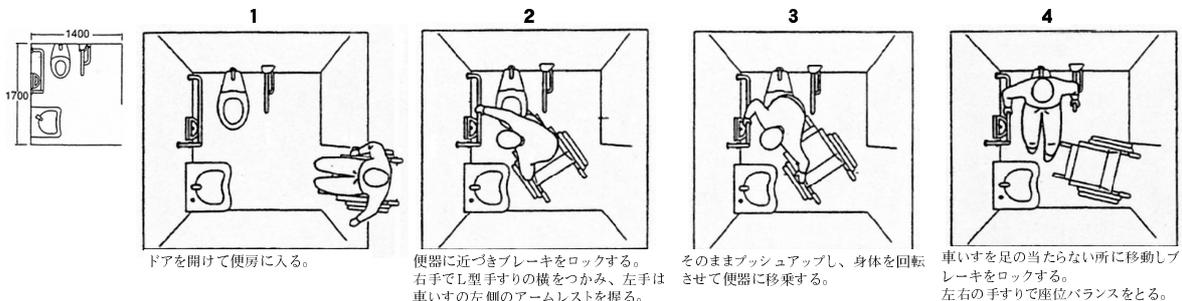
基準に適合させるべき便所には、車いす使用者用便房を1以上設けなければならない。ただし、これを独立して別に設ける場合は、この限りでない。また、当該便房の出入口付近にはその旨を標示すること。

### 7.5.1. 便房の広さ

車いす使用者用便房の寸法は規定していないが、原則として車いす使用者が便房内で転回できる広さを確保すること。建物の規模等の制約により十分な広さを確保できない場合でも、車いすが便房内に収まる寸法は確保しなければならない。

便房は、単に寸法だけでなく、内部に設ける設備の種類や配置により使えなかったり、使いにくかったりすることから車いす使用者の利用形態を理解して設置する必要がある。

車いす使用者の便所での動作例（脊髄損傷・介助者無・手動車いすの場合） 出典：TOTOバリアフリーカタログ パブリックイレ編 2001.1



## 7.5.2. 出入口の幅

車いす使用者用便房の出入口の幅は、車いす使用者が出入口に対して斜めに出入りする機会が多いことから、85cm以上とする必要がある。

## 7.5.3. 出入口と戸及びその前後の部分の構造

車いす使用者用便房に設ける戸の構造は原則として引き戸とする。手動式引き戸の場合は、通過する際に自然に扉が閉まらないようストッパーを設けた構造とする必要がある。

ただし、構造上引き戸にできない場合は外開き戸とすることができる。内開き戸は、車いす使用者が便房内で転倒した場合に、体や車いすがじゃまになって戸が開かず、救出が困難になるので設けてはならない。

戸の前後の部分の構造については1.6.2.と同様である。

## 7.5.4. 段差の解消

便房の出入口の段差の解消については1.6.3.と同様である。

## 7.5.5. 洋風便器及び手すり

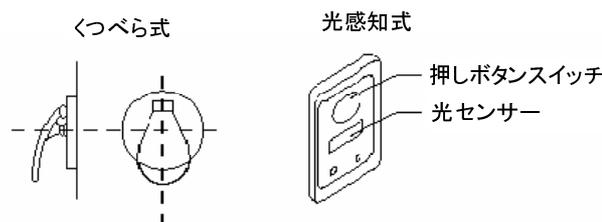
車いす使用者用便房には、腰掛けて利用できる洋風便器を設け、その両側には車いす使用者が車いすと便器の間を移乗できるよう手すりを設ける必要がある。手すりは、固定式、可動式のどちらでもよいが、車いす使用者が円滑に利用できるものとする。

## 7.5.6. 大便器洗浄装置

車いす使用者用便房に設ける大便器の洗浄装置は、車いす使用者はもとより、手指に障害のある利用者等が円滑に操作できるよう、原則としてくつべら式、光感知式とする必要がある。

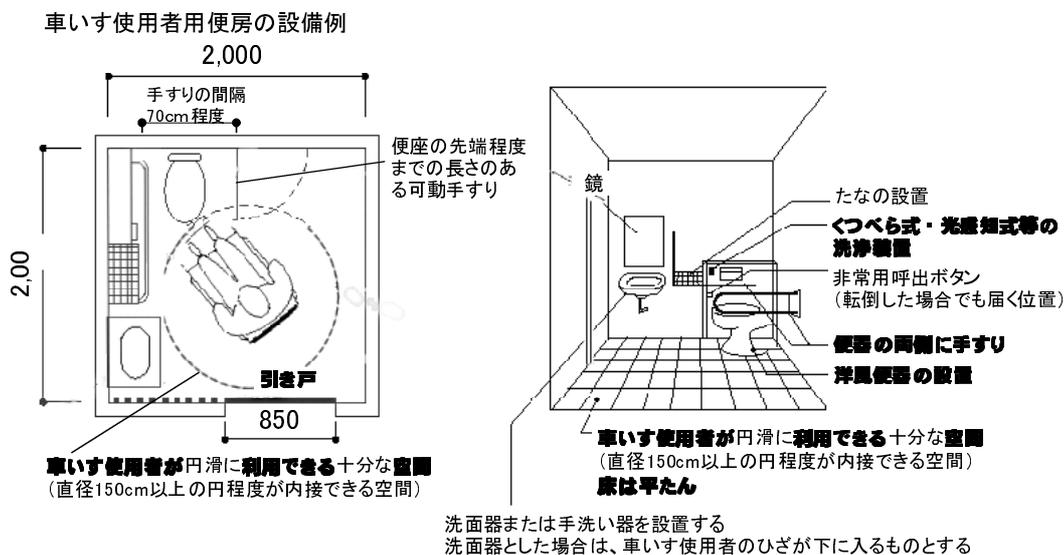
ただし、タンク方式を採用している場合等でこれらを設置できない時は、操作レバーの先にゴム玉又はリング付鎖等をつるし、レバー操作を行い易くした方式とすることができる。

大便器洗浄装置の例



## 7.5.7. 床

車いす使用者用便房の床は、わずかでも勾配があると車いす使用者が利用する際に障害となるので、排水のための水勾配を設ける場合であっても、できる限り水平とする必要がある。



※太字は整備基準

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【便所】

- (5) 次に掲げる構造及び設備を有する便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設け、便房の出入口付近にその旨を標示すること。
- ア 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。
  - イ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。
  - ウ 出入口を引き戸（構造上引き戸とすることができない場合には、外開き戸）とし、その前後に高低差を設けないこと。
  - エ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - オ 洋風便器を設けること。
  - カ 便器の両側に手すりを設けること。
  - キ くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。
  - ク 床は、平たんとすること（水勾配を設ける場合で車いす使用者が利用する際に支障とならない場合を除く。）。

## 7.6. 車いす使用者用便房のある便所の出入口の戸及びその前後の部分の構造

車いす使用者用便房を設けた便所の出入口の戸及びその前後の部分の構造は1.2.6.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【便所】

- (6) 車いす使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつその前後に高低差を設けないこと。

## 7.7. 洋風便器

床面積が1,000㎡以上の建築物に設ける便所又は公衆便所にあつては、車いす使用者用便房に設けるものを除き、2以上の大便器を設ける場合は、そのうち1以上のものを洋風便器とすること。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【便所】

- (7) 床面積が1,000平方メートル以上の建築物に設ける便所又は公衆便所に2以上（車いす使用者用便房に設けるものを除く。）の大便器を設ける場合は、1以上は洋風便器とすること。

## 7.8. 乳幼児用の設備

乳幼児を連れた利用者が便所を利用しやすくするために、公衆便所又は次に掲げる建築物で床面積が1,000㎡を超えるものの便所に乳幼児用の設備を設けることを求める基準である。

- 博物館、美術館又は図書館
- 病院又は診療所
- 公会堂又は集会所
- 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は展示場
- 飲食店又は物品販売業を営む店舗
- 国、県、市町村等がその業の用に供する建築物

これらの設備は車いす使用者用便房内に設けてもよいが、車いす使用者が利用できる十分な空間が確保できるように配置すること。

（規則第3条第1項第一号キ）

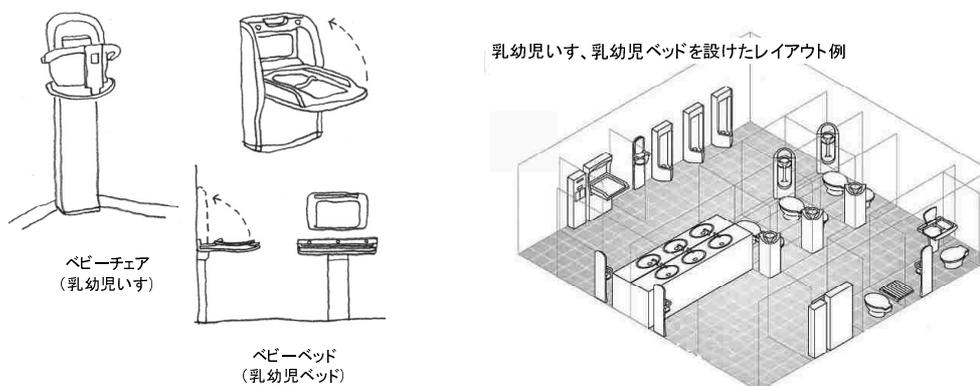
- (2) 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）の便所又は公衆便所には乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備（以下「乳幼児いす等」という。）及び乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつの交換をすることができる設備（以下「乳幼児ベッド等」という。）を設けること。
- (ア) 博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、飲食店及び物品販売業を営む店舗
  - (イ) 次条第二号アに掲げる建築物

### 7.8.1. ベビーチェア

乳幼児を安全に座らせられるベビーチェアを1以上の便房内に設け、その旨を標示すること。

### 7.8.2. おむつの交換場所

乳幼児のおむつを交換するためのベビーベッドを設けること。ただし授乳場所等に設けられている場合は、この限りでない。



建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【便所】

(8) 第3条第1項第一号キ(2)に規定する便所は、次に掲げるものとする。

ア 1以上の便房には乳幼児いす等を設け、便房の出入口付近にはその旨を標示すること。

イ 乳幼児ベッド等を設けること（便所以外の場所に設ける場合を除く。）。

## 7.9. オストメイトのための設備の設置

床面積が10,000㎡を超える物品販売店舗、飲食店、病院、集会場、展示場等及び国、県、市町村等の建築物においてオストメイトが、不便なく施設を利用できるようにするための基準である。

これらの施設に設ける便所には以下のオストメイトのための設備を設け、このことを案内する標示を設けること。この設備を車いす使用者用便房の中に設ける場合は、車いす使用者が利用できる十分な空間が確保できるように配置しなければならない。



案内標示の例

オストメイト：ストーマを持つ人々をオストメイトと呼び、自分の意志で排便、排尿したり止めたりすることができません。したがって、便や尿を集めるバッグ（パウチ）を付けて管理し、日常生活を送っています。

ストーマ：人工肛門、人工膀胱をストーマといい、手術によって腹壁に造られた排泄口をさします。

パウチ：ストーマからの排泄物を蓄える袋（蓄便袋、蓄尿袋）

(規則第3条第1項第一号キ)

(3) 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が10,000平方メートル以下のものを除く。）に設ける便所には、人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）のための設備を設けること。

(一) (2) (一) に掲げる建築物

(二) 次条第二号アに掲げる建築物

### 7.9.1. オストメイト用洗浄設備

オストメイトが使用するパウチを洗浄できる水栓を設けるとともに、排水管は汚物を適切に流せるものとする。水栓は、オストメイトが腹部を拭く際にも利用するので温水であることが望まれている。

### 7.9.2. 荷物を置くための棚

オストメイトがパウチを洗浄する際に両手を使うことから、荷物を置くことのための棚等を設ける必要がある。

### 7.9.3. 衣服掛けの金具

オストメイトが衣服だけでなくパウチを一時的に掛けることから、金具は2以上設ける必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【便所】

(9) 第3条第1項第一号キ(3)に規定する便所には次に掲げるオストメイトのための設備を設け、出入口付近にその旨を標示すること。

- ア オストメイトが使用するパウチ等を洗浄する設備
- イ 荷物を置くための棚その他の設備
- ウ 2以上の衣服を掛けるための金具等

## 8. 【附属する駐車場】

自動車を利用する車いす使用者が、円滑に駐車でき、また、そこから建築物の出入口まで安全かつ円滑に移動できるようにするための基準である。

駐車場を設ける場合は、1以上のものについてこの基準に適合させること。

(規則第3条第1項第一号ク)

ク 附属する駐車場（機械式のものを除く。）には、1以上の車いすを使用する者が乗車する自動車を駐車することができる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。

### 8.1. 車いす使用者用駐車施設の構造

車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者が円滑かつ安全に利用できるよう以下に定める構造とすること。

#### 8.1.1. 位置

車いす使用者が利用できる駐車施設は、建物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に設けること。出入口付近に設けられない場合は、駐車場のうち最も近い位置に設けること。

#### 8.1.2. 寸法

車いす使用者用駐車施設は、幅を3.5m以上確保する必要がある。この幅は、普通自動車のドアを全開した状態で車いす使用者が車いすと運転席の間を容易に移乗し乗降できる寸法であり、また、普通車の幅に、車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅1.4m以上）を見込んだ寸法でもある。

#### 8.1.3. 床面又は地面の水平

車いす使用者用駐車施設とその付近の床面又は地面は、車いす使用者が車いすと運転席の間を安全に移乗できるよう、できる限り水平にする必要がある。これは、車いすのストッパーが効いていなかったり、効いていても車輪を軸にキャストが振れて動くことを防ぐためである。

#### 8.1.4. 案内標示

駐車台数が20台以上である場合には、駐車施設の1以上を車いす使用者専用のものとし、その旨を標示すること。なお、この案内表示は路面に国際シンボルマークを塗装表示する場合が一般的であるが、遠くからでもわかりやすくするため、加えて運転席からも判別できる大きさの立て看板を設けることが有効である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【附属する駐車場】

- 1 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる構造又は設備を有すること。この場合において、自動車の駐車台数が20台以上である場合には、1以上は、車いす使用者が乗車する自動車の専用とし、その旨を標示すること。
  - (1) 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。
  - (2) 幅は、3.5メートル以上とすること。
  - (3) 床面又は地面を水平とすること。

---

## 8.2. 車いす使用者駐車施設から建築物の出入口へ至る通路

---

### 8.2.1. 通路の幅

通路の幅については、1.1.1.と同様である。

### 8.2.2. 表面仕上げ

通路の表面仕上げについては、1.1.2.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【附属する駐車場】

2 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路（車路を含む。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。

---

## 8.3. 傾斜路

---

通路に高低差がある場合は、1.2.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【附属する駐車場】

3 2に規定する通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。

- (1) 幅は、1.2メートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。
- (2) 勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。
- (3) 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。
- (4) 傾斜路（勾配が20分の1を超えるものに限る。）には手すりを設けること（傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合を除く。）。
- (5) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設けること。
- (6) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。

---

## 8.4. 排水溝等がある場合の措置

---

通路に排水溝等がある場合は、1.5.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【附属する駐車場】

4 2に規定する通路又は3に規定する傾斜路を縦断し、又は横断する排水溝等がある場合には、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとする。

---

## 8.5. 出入口の構造

---

車いす使用者が車いす使用者用駐車施設から通路を経由して利用する建築物の出入口は、必ずしも建築物の主たる出入口とならない場合がある。主たる出入口以外に誘導する場合には、車いす使用者が利用するにあたり、最低限の有効寸法が確保されているなどの措置が必要である。

### 8.5.1. 幅

主たる出入口以外の出入口で、車いす使用者が車いす使用者用駐車施設から通路を経由して利用する建築物の出入口は、その幅を80cm以上とすること。

幅の考え方については、1.6.1.と同様である。

### 8.5.2. 戸及びその前後の部分の構造

戸及びその前後の部分の構造については、1.6.2.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【附属する駐車場】

- 5 2に規定する出入口は、次に定める構造とすること。
- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (2) 戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。
  - (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

## 9. 【案内標示等】

障害者、高齢者等の誘導に配慮した案内標示等の措置を講ずることを求めた基準である。

(規則第3条第1項第一号ケ)

ケ 視覚障害者を誘導するための線状の突起のついたブロックその他これに類するもの（周囲の床材の色と明度の差の大きい色のものその他の周囲の床材と識別しやすいものに限る。以下「線状ブロック等」という。）若しくは視覚障害者の注意を喚起するための点状の突起のついたブロックその他これに類するもの（周囲の床材の色と明度の差の大きい色のものその他の周囲の床材と識別しやすいものに限る。以下「点状ブロック等」という。）及びこれらを組み合わせたもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設し、又は障害者、高齢者等の誘導に配慮した案内標示若しくはこれに代わる必要な措置を講ずること。

### 9.1. 線状ブロック及び点状ブロック

視覚障害者の利用する経路には、線状ブロックや点状ブロックを組み合わせる敷設し、目的とする場所へ安全かつ円滑に到達できるようにする必要がある。

線状ブロック及び点状ブロックの仕様については、周囲の床材と明度の差の大きいものとする以外に特に規定していないが、JIS T 9251により特記の形状・寸法及びその配列が規定されているのでできるだけ準拠したものとする。

また、それぞれの配列の方法については、各項目の規定による他、経路が屈曲、分岐又は途切れている部分、出入口の扉の直前部分等には、点状ブロックによる注意喚起を、その他の経路の部分には線状ブロックによる誘導を行わなければならない。

### 9.2. 案内標示等

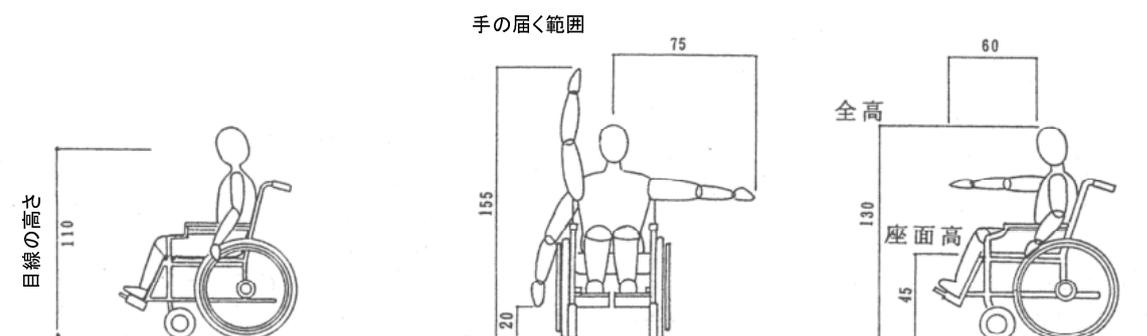
#### 9.2.1. 案内標示の文字等

利用や移動を円滑に行えるよう、案内標示に用いる文字や図案は、幼児や知的障害者をはじめすべてに人にわかりやすいものとするとともに、色調や明度差により明瞭で見やすいものとする必要がある。また、必要に応じて仮名表示や英語を添えることも必要である。

#### 9.2.2. 車いす使用者に配慮した案内標示等

車いす使用者は、その他の利用者に比べて視線の高さが低いこと、手が届く範囲が限られていることから、主として車いす使用者を対象とした案内標示やインターホン等の案内設備は、車いす使用者に配慮した位置又は方向に設ける必要がある。

車いす使用者の人間工学的寸法は以下のとおりである



### 9.2.3. 視覚障害者に配慮した案内標示等

視覚障害者が案内の内容を認知でき容易に目的地の到達できるよう、主として視覚障害者が利用する案内標示や案内設備には、必要に応じて、点字、触知図、音声による案内設備等を設けること。また、案内標示や案内設備まで視覚障害者誘導用ブロック等により誘導する必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【案内標示等】

案内標示又は案内設備は、前各項目の規定により設置するほか、障害者、高齢者等に利用又は移動に関する情報を的確に提供することができるよう、次に掲げるところにより設けること。

- (1) 案内標示は、標記内容が分かりやすい文字又は図案並びに見やすい色調及び明度とすること。
- (2) 主として車いす使用者が利用する案内標示又は案内設備は、車いす使用者が容易に読みとり又は利用できる位置又は方向に設けること。
- (3) 主として視覚障害者が利用する案内標示又は案内設備は、必要に応じて、点字等による案内標示をする等、視覚障害者が容易に当該部分に到達できるようにすること。

## 10. 【授乳場所】

乳幼児を連れた利用者が授乳及びおむつの交換ができるよう、次に掲げる建築物で床面積が5,000㎡を超えるものにそのための場所を設けることを求める基準である。

- 博物館、美術館又は図書館
- 病院又は診療所
- 公会堂又は集会所
- 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は展示場
- 飲食店又は物品販売業を営む店舗
- 国、県、市町村等がその業の用に供する建築物

授乳場所は、授乳及びおむつ交換の場所として独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難な場合は、待合室等の一部を区画して授乳コーナーとすることができる。

授乳及びおむつ替えができる場所の出入口付近には、その旨が分かりやすい案内標示を行うこと。

#### 案内標示の例



（規則第3条第1項第一号コ）

コ 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が5,000平方メートル以下のものを除く。）には、乳児の授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。

- (1) キ(2)(一)に掲げる建築物
- (2) 次条第二号アに掲げる建築物

### 10.1. 入口の構造

出入口の構造については、1.6.と同様である。

### 10.2. 授乳用いす・乳児用ベッド

授乳のためのいす及びおむつの交換をするための乳児用ベッドを設置すること。これらの位置はベビーカーの通行等に配慮し適切に配置すること。また、乳児用ベッドは、一般にベビーベッドとよばれるものの他収納式のものであってもよいが、おむつを交換する目的から取り付ける方向に留意すること。

---

### 10.3. 洗面器又は流し台

---

授乳場所には、手洗いや調乳（ミルクの温度調整）のために洗面器又は流し台を設ける必要がある。

---

### 10.4. 授乳室

---

母乳を与える場合を考慮し、授乳室には、壁または固定式のついたて等を設け、プライバシーの確保に配慮する必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【授乳場所】

第3条第1項第一号コに掲げる建築物には次に掲げる構造及び設備を有する授乳場所を1以上設けその旨を標示すること。

- (1) 出入口は居室の出入口の項に規定する構造とすること。
- (2) 授乳を行うためのいす及び乳児用ベッド等を設置すること。
- (3) 洗面器又は流し台を設けること。
- (4) 授乳室は、壁又は固定式のついたて等により外部から見通しのできないものとする。

---

## 11. 【ホテル・旅館の客室】

---

ホテル又は旅館で客室の数が50室を超えるものに、車いす使用者が円滑に室内を移動できる空間を確保する他、障害者等に配慮した構造及び設備を設けた客室を1以上設けることを求める基準である。

（規則第3条第1項第一号サ）

サ ホテル又は旅館（客室の数が50室以下のものを除く。）の客室のうち1以上は、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとする。

---

### 11.1. 客室内の段

---

車いす使用者が単独で客室を利用できるよう、客室内には車いす使用者の移動に支障となる段を設けてはならない。踏み込み部分等に段がある場合は、傾斜路としてもよいが、車いす使用者が戸を開閉するために必要な部分の床は水平とする必要がある。

---

### 11.2. 客室内の便所

---

客室内には、車いす使用者用便房を設ける必要がある。内容については、7.5.と同様である。ただし、出入口の幅は80cm以上とすることができる。

---

### 11.3. 客室内の浴室

---

車いす使用者が安全かつ快適に入浴できるよう、客室内の浴室は、次の基準に適合させる必要がある。

#### 11.3.1. 浴槽等の配置

浴室内の浴槽、シャワー、手すり等は、車いす使用者が利用しやすい位置に配置すること。

#### 11.3.2. 空間の確保

浴室内は、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。

#### 11.3.3. 出入口の幅

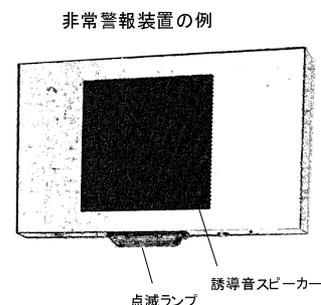
浴室の出入口の戸の幅は、80cm以上とすること。  
幅の寸法の考え方については、1.6.1.と同様である。

### 11.3.4. 戸及びその前後の部分の構造

戸及びその前後の部分の構造については1.6.2.と同様である。

## 11.4. 非常警報装置等

単独で宿泊している視覚障害者、聴覚障害者が非常時に安全に避難できるよう、点滅機能及び音声誘導機能を備えた非常警報装置を設ける等、避難に支障がないよう配慮する必要がある。これらの設備は、自動火災報知設備と連動して作動するように設置し、作動時に消防設備の電圧低下が生じないようその電源供給に留意する必要がある。



## 11.5. ドアスコープ

ドアスコープを設ける場合は、車いす使用者が車いすに乗ったまま利用できるよう、一般用のドアスコープとは別に車いす使用者が利用できる高さにもこれを設ける必要がある。また、車いす使用者用に来訪者の顔が見えるよう、ドアスコープは視野の広いものとする必要がある。

### 建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【ホテル又は旅館の客室】

ホテル又は旅館（客室の数が50室以下のものを除く。）の客室は、1以上を次に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- (1) 客室内には、車いす使用者の移動に支障となる段を設けないこと。
- (2) 客室内には、便所の項(5)アからクまでに規定する構造及び設備を有する便所又は便房を設けること。この場合において、イ中「85センチメートル」とあるのは、「80センチメートル」と読み替えるものとする。
- (3) 客室内には次に掲げる構造及び設備を有する浴室を設けること。
  - ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
  - イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、空間が確保されていること。
  - ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
  - エ 戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。
- (4) 点滅機能及び音声誘導機能を備えた非常警報装置を設けるなど、視覚障害者及び聴覚障害者の避難上の配慮をしたものとする。
- (5) 客室の入口の扉にドアスコープを設ける場合は、一般用のものに加え、車いす使用者が利用できるものを設けること。

## 12. 【浴室、シャワー室及び脱衣室】

障害者、高齢者等が、次に掲げる建築物における共同の浴室又はシャワー室及びこれらに附属する脱衣室を利用することができるようにするための基準である。

- ホテル又は旅館でその床面積の合計が1,000㎡を超えるのもの
- 公衆浴場

浴室又シャワー室が複数ある場合は、1以上（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）のものについてこの基準に適合させること。

(規則第3条第1項第一号シ)

シ ホテル若しくは旅館（これらの床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）又は公衆浴場に設ける浴室又はシャワー室及びこれらに附属する脱衣室（ホテル又は旅館の客室に設けるものを除く。）は、障害者、高齢者等が利用することができるものとする。

## 12.1. 出入口の構造

出入口の構造については、1.6.と同様である。  
ただし、インターホンを設け、介助者が常駐して対応する場合は、段差を設けることができる。

## 12.2. 利用可能な広さ

浴室又はシャワー室及びこれに附属する脱衣室は、それぞれ車いす使用者が利用可能な広さとする。単に面積だけでなく、脱衣棚や、ブースの配置にも留意する必要がある。

## 12.3. 浴槽の縁の高さ

浴槽の縁（エプロン）の高さは、車いす使用者が移乗しやすいよう、洗い場の床面から40cmから45cmとする必要がある。

## 12.4. 手すり

浴槽、洗い場及びシャワー用の区画にはそれぞれ車いす使用者が利用しやすい位置に手すりを設けること。

## 12.5. シャワー用ブースの腰掛け台

シャワー用の区画には車いすから移乗しやすい高さ40cmから45cmまでの腰掛け台を設けること。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【ホテル又は旅館の客室】

第3条第1項第一号シに掲げる建築物の浴室又はシャワー室及び附属する脱衣室（客室に設けるものを除く。）は1以上（男子用女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を、次に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- (1) 出入口は、居室の出入口の項に規定する構造とすること。ただし、やむを得ず段差を設ける場合には、インターホンを設け介助者が常駐すること。
- (2) 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。
- (3) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、40センチメートルから45センチメートルまでとすること。
- (4) 浴槽及び洗い場に手すりを設けること。
- (5) シャワー用の区画に手すりを設けること。
- (6) シャワー用の区画に高さ40センチメートルから45センチメートルまでの腰掛け台を設けること。

## 13. 【避難設備】

床面積が1,000㎡を超えるホテル又は旅館に設ける避難口誘導灯は、聴覚障害者や視覚障害者の避難に支障が生じないように点滅機能と音声誘導機能の両方を備えたものとする必要がある。この設備を設ける位置等は、所管する消防署の指導により設けるものとする。



（規則第3条第1項第一号ス）

ス ホテル又は旅館（これらの床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）の避難に関する誘導設備は、障害者、高齢者等の避難に関して配慮したものとする。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【ホテル又は旅館の客室】

ホテル又は旅館（床面積が1,000平方メートル以下のものを除く。）の避難口誘導灯等は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものを適切な位置に配置すること。

## 4 特定施設の設置及び工事完了の届出

### 1) 特定施設の設置の届出

特定施設の設置の届出は、当該工事に着手する日の30日前までに、次に掲げる図書を提出して行うこと。  
また、届出を行った工事の計画に変更が生じた場合も、変更に係る部分の工事に着手する日の30日前までに、同様の届出を行うこと。

- 特定施設設置（変更）届（第1号様式）
- 建築物別概要追加様式（第1号様式の2）
- 特定施設整備項目調書（第2号様式）
- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図

配置図及び各階平面図は、計画が整備基準に適合していることを確認するために必要な幅、寸法、高低差、仕様等を、図面の記載例(P49、50)を参考にして記入すること。

（特定施設の設置の届出）

第5条 条例第14条の規定による届出は、特定施設の設置又は変更の工事に着手する日の30日前までに、特定施設設置（変更）届（第1号様式）、建築物別概要追加様式（第1号様式の2）、特定施設整備項目調書（第2号様式）及び次の表に掲げる図面を提出して行わなければならない。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	建築物及び公共交通機関の施設にあっては縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、他の建築物又は建築物の部分との別、敷地及び建築物等の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員並びに第3条第1項第一号に規定する設備（公共交通機関の施設にあっては、同項第五号に規定する設備）の位置及び幅又は寸法若しくは仕様、路外駐車場にあっては縮尺、方位、駐車場の区域、駐車場に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	建築物及び公共交通機関の施設にあっては縮尺、方位、間取、各室の用途、主要部分の寸法及び床の高低差並びに第3条第1項第一号に規定する設備（公共交通機関の施設にあっては、同項第五号に規定する設備）の位置及び幅又は寸法若しくは仕様、路外駐車場にあっては駐車することができる部分の区画区画その他主要部分の寸法

### 2) 特定施設の工事完了の届出

特定施設の工事完了の届出は、当該工事の完了後速やかに、次に掲げる図書を提出して行うこと。

- 特定施設設置工事完了届（第3号様式）
- 設置の届出どおりに工事が行われたことが確認できる写真

写真は、整備基準に適合していることが確認できるよう、写真撮影の例(P51～54)を参考にして撮影すること。

（工事完了の届出）

第6条 条例第16条の規定による届出は、特定施設設置工事完了届（第3号様式）及び当該特定施設について条例第14条の規定による届出に基づく工事が行われたことを明らかにする写真を提出して行わなければならない。

## 5 適合証の交付請求

適合証の交付の請求は、次に掲げる図書を提出して行うこと。

- 適合証交付請求書（第4号様式）
- 整備基準に適合していることを明らかにする図書
  - ・特定施設の工事完了の届出と同時に請求を行う場合は、当該届出の写真をこれと兼ねることができる。
  - ・特定施設の工事完了の届出から相当期間が経過した後に請求を行う場合は、特定施設の設置の届出の副本の写し及び建築物の現状が整備基準に適合していることが確認できる写真（特定施設の工事完了の届出の写真撮影要領に準じたものとする。）とする。
  - ・既設の公共的施設及び新たに設置した特定施設以外の公共的施設について請求を行う場合は、特定施設の設置の届出に必要な図書（特定施設設置（変更）届を除く。）及び建築物の現状が整備基準に適合していることが確認できる写真（特定施設の工事完了の届出の写真撮影の例に準じたものとする。）とする。



（適合証の交付の請求）

第7条 条例第19条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（第4号様式）及び当該公共的施設が整備基準（第3条第1項ただし書の整備基準に適合させる場合と同等以上に安全で快適に利用できるとして知事が認める場合は、当該基準）に適合していることを明らかにする図書を提出して行わなければならない。

## 6 立入調査員証

特定施設の設置状況を立入調査する権限を有する職員であることを示す立入調査員証の様式を定めている。

（立入調査員証）

第8条 条例第20条第2項の立入調査を行う権限を有する者であることを示す証明書は、立入調査員証（第5号様式）によるものとする。

## 7 国、県、市町村に準ずる者

国、県、市町村に準ずる者には、次に掲げる者が該当する。

- 地方公共団体の組合
- 法令の規定により、建築基準法第18条の規定の適用について国、都道府県及び建築主事を置く市町村とみなされる法人
- ※ 国、県、市町村等が設置する特定施設については、条例第23条第1項の規定により同第14条及び同第16条の届出の規定は適用されないが、建築物である特定施設については、同第23条第2項の規定に基づき報告を求めている。報告の手続きのうち、設置の報告においては特定施設設置（変更）報告書（別紙1（P55））、完了の報告においては特定施設設置工事完了報告書（別紙2（P56））を用い、その他の事項は届出に準じて行うこと。

（国等に準ずる者）

第9条 条例第23条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体の組合
- 二 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国、県又は市町村とみなされる法人

## 8 書類の提出部数

届出等の提出部数は次に掲げるとおりである。

- 特定施設の設置の届出 正本2部、副本1部
- 特定施設の工事完了の届出 正本2部、副本1部
- 適合証の交付請求 正本1部

（書類の提出部数）

第10条 第5条又は第6条の規定により提出する書類の提出部数は正本2部及び副本1部と、第7条の規定により提出する書類の提出部数は正本1部とする。

## 9 書類の提出先等

奈良市、橿原市及び生駒市の区域における特定施設（建築物に限る。）の設置の届出、工事完了の届出及び適合証の交付に関する事務は、各市長に委任されているので、届出書等の提出先は各市役所建築指導課（建築課）となる。

上記以外の区域における同施設で階数が3以下、かつ、床面積の合計が2,000㎡以下のものについての同事務は、当該施設の所在地を管轄する土木事務所の長に委任されているので、届出書等の提出先は各土木事務所となる。

その他の届出書等の提出先は県土木部建築課まちづくり推進係となる。

また、国、県、市町村等に求める報告の提出先についても上記区分と同じである。

（事務の委任）

第11条 奈良市、橿原市及び生駒市の区域以外の区域において設置される第4条第一号及び第二号に掲げる施設（建築基準法第6条第1項第一号及び第三号に掲げる建築物で、4以上の階数を有し、又は床面積の合計が2,000平方メートルを超えるものを除く。）についての条例第14条から第16条まで、第19条、第20条第1項、第21条及び第23条第2項に規定する知事の権限に属する事務は、当該施設の所在地を管轄する土木事務所の長に委任する。

（奈良県事務処理の特例に関する条例（抄）

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 別表第一の上欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第一（第2条関係）

十五 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第三十号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（規則で定める施設に係るものに限る。）

- 1 条例第14条の規定による届出の事務
- 2 条例第15条の規定による指導及び助言
- 3 条例第16条の規定による届出の受理
- 4 条例第19条第2項の規定による適合証の交付
- 5 条例第20条第1項の規定による報告の要求又は立入調査
- 6 条例第21条第1項の規定による勧告
- 7 条例第21条第2項の規定による勧告
- 8 条例第22条第1項の規定による公表
- 9 条例第22条第2項の規定による弁明の機会の付与
- 10 条例第23条第2項の規定による報告の要求
- 11 1から10までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

奈良市 橿原市 生駒市

（奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（抄）

（条例別表第一の十五の項の規則で定める施設）

第3条 条例別表第一の十五の項の規則で定める施設は、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年7月奈良県規則第12号）第4条第一号及び第二号に掲げる施設とする。

（市町村が処理する事務の範囲）

第4条 別表上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。

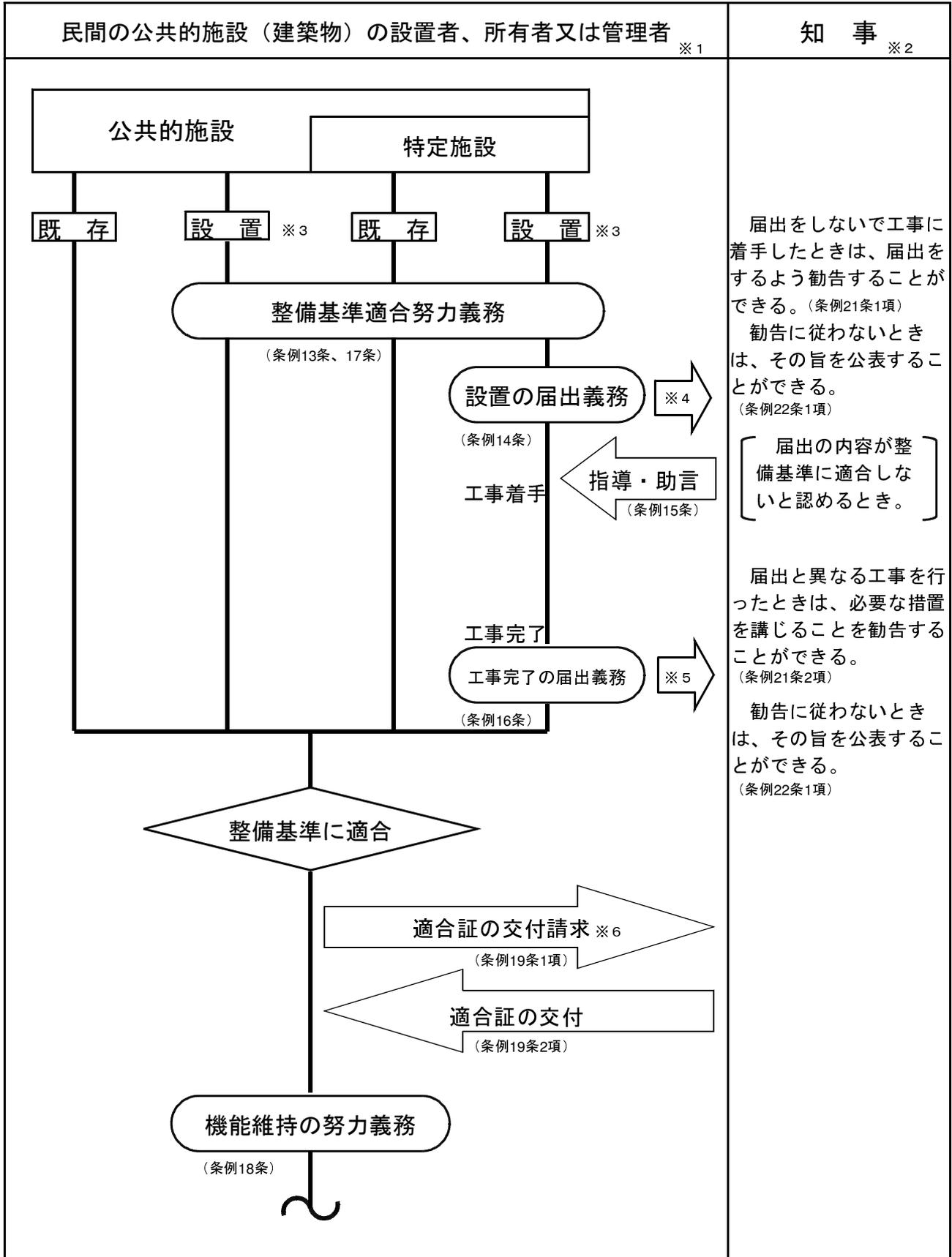
別表第二（第4条関係）

三 条例別表第一の一五の項11の奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 規則第5条の規定による届出の受理
- 2 規則第6条の規定による届出の受理
- 3 規則第7条の規定による適合証交付請求書の受理

10 条例の規定と各種届出等の関係



〈国等に関する特例〉

- ※ 1 国、県、市町村等が設置する特定施設については、設置の届出及び工事完了の届出に関する規定は適用されませんが、これに替えて報告を求めています。設置の報告は別紙 1、完了の報告は別紙 2 の様式と届出の場合と同様の添付図書（完了報告における写真は、全景のみとします。）により、正本 1 部（返却を希望する場合はさらに副本 1 部）を相当届出等の取扱担当課と同じ窓口へ提出してください。

〈事務委任〉

- ※ 2 奈良市、橿原市及び生駒市の区域における施行規則第 4 条第一号及び二号に掲げる施設についての設置の届出、工事完了の届出及び適合証の交付に関する事務は、各市長に委任されていますので、届出書等の提出先は各市役所建築指導課（建築課）になります。また、上記以外の区域における同施設で階数が 3 以下、かつ、床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup> 以下のものについての同事務は、当該施設の所在地を管轄する土木事務所の長に委任されていますので、届出書等の提出先は各土木事務所になります。その他の委任されていない事務は、県土木部建築課建築審査係になります。

〈設置の定義〉

- ※ 3 設置とは、新たに公共的施設を新築する場合だけでなく、既存の公共的施設を改築若しくは増築する場合又は既存の建築物の用途を変更して公共的施設とする場合もこれに該当します。

〈設置の届出〉

- ※ 4 設置の届出は、工事に着手する日の 30 日前までに、施行規則第 5 条に規定されている書類（正本 2 部副本 1 部）を提出して行ってください。

〈工事完了の届出〉

- ※ 5 工事完了の届出は、工事の完了後速やかに、施行規則第 6 条に規定されている書類（正本 2 部副本 1 部）を提出して行ってください。

〈適合証の交付申請〉

- ※ 6 適合証の交付を希望される方は、施行規則第 7 条に規定されている書類（正本 1 部）を提出して請求してください。

建築物に係る各種届出等の取扱担当課

県土木部建築課 建築審査係	TEL	0742-27-7561
郡山土木事務所 建築課 建築係		0743-51-0209
高田土木事務所 建築課 建築係		0745-52-6144
桜井土木事務所 建築課 建築係		0744-42-9191
吉野土木事務所 庶務課 建築係		07463-2-4051
奈良市役所 都市整備部 建築指導課		0742-34-4750
橿原市役所 まちづくり部 建築指導課		0744-22-4001
生駒市役所 都市整備部 建築課		0743-74-1111